

官報

平成十九年二月二十二日

○第百六十六回 衆議院會議録 第八号

平成十九年二月二十二日(木曜日)

議事日程 第六号

平成十九年二月二十二日

午後一時開議

第一 地方自治法第百五十六條第四項の規定に基づき、社会保険事務所の設置に關し承認を求めるの件(第百六十四回国会、内閣提出)

○本日の會議に付した案件

日程第一 地方自治法第百五十六條第四項の規定に基づき、社会保険事務所の設置に關し承認を求めるの件(第百六十四回国会、内閣提出)

特別會計に關する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時三十分開議

○議長(河野洋平君) これより會議を開きます。

日程第一 地方自治法第百五十六條第四項の規定に基づき、社会保険事務所の設置に關し承認を求めるの件(第百六十四回国会、内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第一、地方自治法第百五十六條第四項の規定に基づき、社会保険事務所の設置に關し承認を求めるの件を議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長櫻田義孝君。

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基づき、社会保険事務所の設置に關し承認を求めるの件及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(櫻田義孝君登壇)

○櫻田義孝君 たいいま議題となりました地方自治法第百五十六條第四項の規定に基づき、社会保険事務所の設置に關し承認を求めるの件について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、厚生労働省の所掌事務の円滑かつ効率的な遂行を図るため、越谷市、市川市及び青梅市に社会保険事務所を設置することについて国会の承認を求めようとするものであります。

平成十九年二月二十二日 衆議院會議録第八号

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基づき、社会保険事務所の設置に關し承認を求めるの件(特別會計に關する法律案の趣旨説明) 特別會計に關する法律案の趣旨説明に對する山本明彦君の質疑

承認を求めようとするものであります。

本件は、第百六十四回国会に提出され、昨年五月十八日に本委員会に付託され、翌十九日に川崎前厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、二十四日から質疑に入り、今日、今国会まで継続審査となつていたものであります。

今国会におきましては、昨二十一日提案理由の説明の聴取を省略し、直ちに採決を行った結果、本件は全会一致をもつて承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よつて、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

特別會計に關する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(河野洋平君) この際、内閣提出、特別會計に關する法律案について、趣旨の説明を求めます。財務大臣尾身幸次君。

(國務大臣尾身幸次君登壇)

○國務大臣(尾身幸次君) たいいま議題となりました特別會計に關する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

本法律案は、行政改革推進法を踏まえ、特別會計の廃止及び統合、一般會計と異なる取り扱いの整理、企業會計の慣行を参考とした特別會計の財務情報の開示その他所要の措置を講じるものであります。

以下、その大要を御説明申し上げます。

第一に、行政改革推進法において定められている特別會計の廃止及び統合をすべて盛り込み、現

行三十一ある特別會計を平成二十三年度までに十七とすることとしております。

第二に、剰余金の処理や借入金規定などの一般會計と異なる取り扱いを整理するため、各特別會計法ごとに個々に定められていた會計手続を横断的に見直し、第一章総則に各特別會計に共通する規定を定め、第二章各節に各特別會計ごとの目的、管理及び経理についての規定を定めることとしております。

第三に、資産及び負債の状況その他の決算に關する財務情報を、企業會計の慣行を参考として作成、開示することを法定化するなど、特別會計に係る情報開示を進めるための規定についても整備することとしております。

以上、特別會計に關する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

特別會計に關する法律案(内閣提出)の趣旨説明に對する質疑

○議長(河野洋平君) たいいまの趣旨の説明に對して質疑の通告があります。順次これを許します。山本明彦君。

(山本明彦君登壇)

○山本明彦君 自由民主党の山本明彦です。

私は、自由民主党、公明党を代表いたしまして、たいいま提出されております特別會計に關する法案について質問をさせていただきます。(拍手)

塩川元財務大臣が、母屋でおかゆ食つて、辛抱しようとかけち節約しているのに、離れ座敷で子供がすき焼きを食つていたり発言されたところから特別會計改革の議論が本格化し、行革推進法として実を結んだところであります。この行革推進法を受け、今国会に特別會計に關する法律を提出しておられるところでありますが、以下、質問させていただきます。

第一に、特別会計の統廃合についてであります。

この法律によれば、まず行革推進法を踏まえ、特別会計の統廃合については、平成二十三年年度までに、現在三十一の特会を十七に統廃合するとされております。

特別会計は、国として行う必要のある事業であり、税ではなく保険料によって年金を給付するといったように、当然一般会計とは区分して経理しなければならぬ場合に設置されるものであります。もつと減らせ、一般会計一本にしろうというような極論を言う人もありますが、すべて廃止となれば、受益と負担の関係がわからなくなり、私は不適切であると考えますが、行革推進法などの特別会計改革に際し、特別会計の統廃合を行っていく上での政府の基本的スタンスをお聞かせいただきたいと思います。

第二に、剰余金等の活用による財政貢献であります。

特別会計には使ひ道のない剰余金や積立金がたまっているんじゃないかとの指摘がありました。これを受け、行革推進法では、今後五年間で二十兆円の財政貢献をするという目標が掲げられました。行革推進法の審議の際、谷垣前財務大臣は、特別会計の剰余金等の活用に向けた決意として、どら息子に孝行息子になつてもらい、そして少し実家のためにも頑張つてもらおうと答弁されたところでありました。

今回の特別会計法によりまして、剰余金の活用が、孝行息子になつた、実家の役に立つことになつたと考えておられるのか、また、役に立つことになつたとすれば、どのような点がこれまでと変わったのか、尾身財務大臣にお尋ねいたします。

また、実際に、平成十九年度予算においては、今回の法律に定められた剰余金の処理ルールに基づき、どのような特別会計から財政貢献策が講じられたのか、御説明いただきたいと思ひます。

第三に、特別会計に係る情報開示であります。

元来、特別会計は、会計間同士で重複計上するなど、ただでさえわかりにくいものであります。私は、特別会計改革に当たっては、特別会計の情報国民に十分明らかにすることが特に重要であると考えらるものであります。情報公開は、今後、特別会計改革をさらに進め、無駄遣いを少しでもなくしていくためにも、必ずや改革の原動力となると考えます。この点について、今回の法律においてどのように措置されているのか、お伺ひいたしたいと思います。

第四に、無駄遣いについてお尋ねいたします。

十九年度の特別会計予算の歳出総額は約三百六十兆円でありますが、この三百六十兆円という数字であるとか、歳出総額から重複計上を除いた金額でありまして百七十五兆円などという数字だけがひとり歩きをし、特別会計というのは一般会計の二倍も四倍もあるのではないかと、目が届きにくい上にこれだけ高額の予算が使われているんだから、節約できる金額は膨大なものであるだろうと言われているか、お尋ねいたします。

いづれにしても、行革推進法で示された方針を實施に移すために、今般、特別会計に関する法律案が国会へ提出されたことは大変意義深いことであると考えております。今後とも、政府は行革推進法に示された特別会計の改革の精神にのっとりた適切な運営を行つていかれますようお願いいたします。

ありがとうございました。(拍手)

(國務大臣尾身幸次君登壇)

○國務大臣(尾身幸次君) 山本議員からの御質問にお答えいたします。

特別会計の統廃合についてのお尋ねがありました。

特別会計改革に当たっては、まず、事業の必要性の乏しい特別会計を廃止し、次に、国が行う必要性が薄いものについては民営化または独立行政

法人化する一方、区分経理する必要性の薄れた特別会計は一般会計化することとしております。その上で、存続する特別会計についても、事業類型が近似している場合には、行政改革の効果を確認に出すことを前提に、統合するとの視点に立った見直しを行つてきたところであります。今後とも、こうした方針に沿つて見直しを行つてまいりたいと考えております。

特別会計の剰余金についてのお尋ねがありました。

本法律案では、これまでの四つの特別会計にしか規定されていなかった一般会計への繰り入れ規定を、共通のルールとして、事務及び事業を実施するすべての特別会計に適用することとしております。

これにより、必要性のない剰余金の財政健全化に向けた活用がより一層図られることとなるものと考えております。

平成十九年度予算における特別会計の剰余金の活用についてお尋ねがありました。

平成十九年度予算においては、本法律案に基づき、これまで剰余金の一般会計への繰り入れを行つたことのない五会計を含めた七会計より、合計一・八兆円の剰余金等を一般会計に繰り入れ、財政健全化に向けた積極的活用を図ることとしております。

特別会計に係る情報開示についてお尋ねがありました。

本法律案では、全特別会計に対し、企業会計の慣行を参考とした財務書類を作成し、会計検査院を経て国会に提出することを義務づけることとしております。これに加え、特別会計の財務状況を適切に示す情報をインターネットなどにより開示することとしております。

いづれにせよ、各特別会計に徹底した情報開示を義務づけた上で、その結果把握された問題点等を踏まえ、今後とも特別会計改革を進めてまいりたいと考えております。

特別会計の歳出削減についてお尋ねがありました。

平成十九年度特別会計予算において、実質的に見直しの対象となるべき歳出は、特別会計の歳出総額約三百六十二兆円から、会計相互間の重複計上額のほか、国債償還費等、社会保障給付、財政融資資金への繰り入れ、地方交付税交付金等といった、特別会計改革とは異なる見地から別途議論すべきものを除外した約十一・六兆円でありました。

これまでの特別会計の無駄遣いの議論の対象となつたものはすべてこの十一・六兆円に含まれており、十九年度予算においては、これを前年度に對し、〇・七兆円程度削減することとしております。(拍手)

○議長(河野洋平君) 馬淵澄夫君。

(馬淵澄夫君登壇)

○馬淵澄夫君 民主党の馬淵澄夫です。

私は、ただいま議題となりました特別会計に関する法律案に対し、民主党・無所属クラブを代表して質問いたします。(拍手)

冒頭、健全な民主政治の基礎となる我々政治家自身の政治活動に関する問題について一言申し上げます。

去る二十日、我が党の小沢代表は、みずから事務所費の詳細を公表いたしました。それに対して、安倍内閣の閣僚である伊吹大臣、松岡大臣は、法律に従つて適正に処理をしていると繰り返すだけで、自発的な公表を拒否してきました。

そもそも、政治資金規正法の趣旨は、政治活動を国民の不断の監視と批判のもとに置くことにあります。総務省は形式的な審査をするだけであり、内容を判断するのは国民であります。与党は小沢代表の不動産の問題を殊さらに取り上げていますが、是非は国民が判断するものであり、まず国民の前に明らかにすることが最も重要であり、まして、責任ある閣僚の地位にある方々は、

進んで国民の疑念を払拭する説明責任を負っているのは当然であります。

重ねて、閣僚の自発的な事務所費の公表を強く求め、本法案に対する質問に移ります。(拍手)
コンピュータつきブルドーザーと呼ばれた田中角栄元総理は、みずからが発案した角栄法とも呼ばれる百二十本余りの法律を成立させ、高度成長期における公共事業を中心とした国づくりの基礎を築き上げました。例えば、道路三法と呼ばれる道路法、道路整備緊急措置法、道路整備特別会計法も、田中角栄氏が発案したものであります。

特定財源を特定の歳出に充てるために一般会計とは区分して経理するという特別会計の仕組みは、高度経済成長期においては、貧弱だった我が国の社会資本整備を急速かつ格段に進めたこと、また、それに対して極めて有効な手段であった、機能してきたことは事実であります。

しかし、当時とは社会経済の状況が大きく変わりました。行政のシステムも変革を迫られております。つまり、特別会計の改革は、単なる小手先の会計手法の変更ではなく、行政の仕組みの抜本的な転換であるという認識が必要です。この点、政府の道路特定財源の見直しを見ても、仕組みを抜本的に変えようという強い意思や姿勢というのは全く見られません。

そこで、まず、特別会計の改革に対する基本姿勢についてお尋ねいたします。

私たち民主党は、長い議論を経て、昨年、特別会計の改革案をまとめました。民主党では、すべての特別会計を一たんゼロベースで見直し、そして基本的には全廃することとしました。結果的に、資金整理のために必要な国債整理基金特別会計と地方交付税特別会計の二特会については存続としましたが、残りの二十九特会はずべて廃止としました。行政のシステムを抜本的に改革し、特別会計の各所に潜む既得権益を一掃するためには、これくらいの徹底的な改革が必要だと考えたからです。

一方、政府案では、現行三十一特会を十七にするとしていますが、実際に事業の単位となつていく勘定ベースで見れば、現在の六十二を五十に減らすにすぎません。また、統廃合も各省の範囲を超えないものばかりであります。抜本的な改革の意思というのは全く見えない。結局は、勘定を寄せ集め、見かけの特会数を減らしただけであります。

つまり、ゼロベースの見直しを行おうとする民主党と、これまでの制度の延長線上で見直しを行おうとする政府案とは、その特別会計の改革に対する基本姿勢が全く異なるのです。これでは、小泉内閣の継承を掲げる安倍内閣は、中身の伴わない、看板だけの改革という手法を引き継いだと言われても仕方がありません。行革担当大臣及び財務大臣の御所見をお伺いいたします。

改革がこのような結果に終わった大きな原因には、事業自体の見直しが全く進んでいないということがあります。

例えば、新設される食料安定供給特別会計では、自作農の創設という、終戦直後に行った農地解放を引き継いだ事業をいまだに実施しています。また、毎年度多額の不用額を生じている事業も、そのほとんどがそのまま続けられています。

特別会計の改革とは、単なる会計の見直しではない。その裏づけとなる事業を見直して、時代に合わないもの、不要不急でないもの、こうしたものを合理化していく、もしくは廃止していく、このことが前提となるはずで、それでこそ、税金の無駄遣いを根絶できる。今回の政府案は、この事業の見直しにはほとんど踏み込んでいないと考えますが、財務大臣の御所見を伺います。(拍手)

特別会計の問題点の一つに、逆流防止機能というものがありません。特別会計では、不足が生じた場合には一般会計から繰り入れられる。一方で、剰余金が発生しても、特別会計の中にためられて、一般会計に戻されるということはありません。しかし、財政の健全化の観点を考えれば、毎

年度発生している多額の剰余金は、できる限り一般会計に繰り入れられるべきです。

この点、本法律案では、予算の定めるところにより一般会計に繰り入れることができるとしていますが、特別会計の仕組みでは、剰余金は、まず積立金に積み立てるか、もしくは翌年度の歳入への繰り入れが前提となつております。これでは、さまざまな理由をつけて、これまで同様に剰余金を特別会計の中にとめ置かれてしまうおそれがあります。

特別会計の無駄遣いの廃止と現在の一般会計の危機的状況を考えれば、剰余金は一般会計へ繰り入れることを前提とすべきだと考えますが、財務大臣の御所見をお伺いいたします。

二つ目の特別会計の問題点、これは会計の仕組みのわかりにくさであります。

特別会計は、各会計の性格自体がばらばらであり、また個別の法律や独自の会計処理方法で処理が行われてきました。また、特別会計間での複雑なやりくりによつて全体像がよくわからないということが再三指摘をされてまいりました。しかし、今日まで見直されることはありませんでした。官僚たちが特別会計を自分たちの別の財布とするために、わざとわかりにくくしていると疑われても仕方がありません。

この点、本法律案では、特別会計に共通する会計のルールを定め、統一を図つていますが、特別会計をわかりにくくしていた会計間相互の複雑なやりくりについてはどのような解決が図られているのか、財務大臣の説明を求めます。

特別会計が非常にわかりにくいために、特別会計を安易に官僚が自分たちの別の財布として無駄遣いを行つていた、これが特別会計の三つの問題点であります。

平成十五年二月の財務金融委員会、我が党の上田清司議員の質問に対し、当時の塩川財務大臣が特別会計の無駄遣いを称して、母屋でおかゆ、離れで焼きと表現しました。このような特別

会計で行われてきたさまざまな無駄遣いについては、我々民主党は国会の中でも厳しく追及をしてまいりました。

平成十七年二月、予算委員会が私が指摘した労働保険特別会計における勤労者福祉施設、雇用促進住宅、私のしごと館といった箱物事業はその典型であります。

多額の費用を投じて建設したスパウザ小田原といった保養所は、批判を受けたことによつて売却されました。また、もともと炭鉱労働者離職支援として始められ、その社会的使命を終えた後もつくり続けられてきた雇用促進住宅も、批判を受けて新たな建設は中止となりました。しかし、官僚はそのかわりに、労働保険料を使つて、採算性を度外視したコスト意識によつて、テーマパークのような施設である私のしごと館を新たな事業として始め出しました。

つまり、特別会計という別の財布があるから、官僚は仕事をつくり、無駄遣いを行ふんです。そして、これらの箱物事業は、すべて国民が納めた雇用保険料、労災保険料を原資とした雇用三事業と呼ばれる事業の中で行われてきたものであります。行革推進法の中では、雇用保険三事業については「廃止を含めた見直しを行う」としていたのではないのでしょうか。

本法律案では、三事業の存続が前提となつていますが、保険料は将来の保険給付のみに充てるべきであつて、その他の目的に勝手に使うことは許されません。厚生労働大臣及び財務大臣の見解を求めます。

さらに、各省の別の財布という点についていうと、定員についても、特別会計で予算措置されている特会定員というものがありません。一般会計を幾ら抑制しても、特別会計で増員できるということになれば、公務員の人件費は減りません。今回の特別会計の見直しの中で特会定員というものがあるのか、どのように扱われているのか、財務大臣の御見解をお伺いいたします。

四つ目の特別会計の問題点、それは、私が離れの地下室と呼ぶ問題であります。

特別会計では、離れのすき焼きだけではなく、その先に独立行政法人や公益法人があり、官僚の天下り先である法人に特別会計から運営費交付金等の名目で予算が流れていきます。独立行政法人や公益法人は、政府部内に比べると十分目が行き届きません。つまり、独立行政法人や公益法人は、離れの地下室として私たちの監視の外に置かれてしまうのです。

平成十七年二月の予算委員会では、私の質問に対して、当時の尾辻厚生労働大臣が、労働保険特別会計から、平成十六年度で六十一法人に対して約三千七百九十二億円が支出され、うち五十一法人に延べ六百六十一人が天下りをしている事実を明らかにしました。このような資金の流れは原則認めるべきではないと思いますが、厚生労働大臣及び財務大臣の見解をお伺いいたします。

次に、個別の特別会計についても伺いたいと思います。

本法律案では、公共事業関係の特別会計は社会資本整備事業特別会計に統合されることとなっておりますが、港湾整備、治水など一般会計からの繰入財源に依存する会計が多く、特別会計として区分経理をする必要性が全く感じられません。道路特定財源については政府自身が一般財源化すると断言しており、やはり特別会計として一般会計から区分する必要性が不明であります。なぜ公共事業関係の特別会計を廃止して一般会計化せずに特別会計として残したのかについて、財務大臣及び国土交通大臣の御見解を伺います。

特別会計には、多くの不明朗な資金が残っております。例えば、現在、国民年金特別会計の基礎年金勘定には約七千億円の積立金があります。これは、昭和六十年以前の国民年金任意加入者の保険料が原資であり、それが二十年以上にわたり放置されたまま、本法律案でもそのままだけに特別会計の基礎年金勘定に移管されることになっていきます。また、現在の厚生保険特別会計の業務勘定にも、既に二十年近くにわたり一兆五千億円もの資金が眠っています。これもやはり、本法律案では年金特別会計業務勘定に移管されることになっていきます。

これは、本来、年金給付の原資となるべき資金です。にもかかわらず、政府はその実態を明らかにしないまま長い間放置し、年金の被保険者には一切の説明を怠っていました。厚生年金で毎年巨額の実質赤字が続く中、年金給付に充てるべき資金がなぜほかの勘定で放置されているのか、財務大臣及び厚生労働大臣の明確な答弁を求めます。

○議長(河野洋平君) 馬淵君、申し合わせの時間が過ぎましたから、簡単に願います。
○馬淵澄夫君(続) 特別会計の規模は、純計でも百七十五兆円という大きな規模に達しています。また、制度自体が複雑なこともあり、審議に当たっては、政府側から資料の提供を受けてこれを吟味することが必要となります。

国会審議のあり方は国会で決めることでありますが、私は、行政を監視する立場の国会においても、例えば、分科会審議の日程を新たに追加し、それぞれの特別会計について集中的に審議する機会を設けて、分科会での特別会計の集中審議が終わらないと予算案の採決を行わないということにすればよいと考えますが、私の提案に対する財務大臣の御意見を伺います。

政府は本法案の年度内成立を求めているようでありましたが、特別会計に対する国民の信頼を高め、貴重な税金や保険料の使い道を徹底して議論することに与党も異論はないはずです。

我々民主連合は、官僚の別の財布を取り上げ……
○議長(河野洋平君) 馬淵君、簡単に願います。
○馬淵澄夫君(続) 離れのすき焼きと呼ばれる税金の無駄遣いをとめ、地下室化で国民の監視の目

から逃れることがないように、真の特別会計の改革実現のため、委員会での十分な審議時間の確保を強く求め、私どもの意見として代表質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。(拍手)
〔国務大臣尾身幸次君登壇〕

○国務大臣(尾身幸次君) 馬淵議員からの御質問にお答えいたします。

特別会計改革の基本姿勢についてのお尋ねがありました。本法案は、行革推進法の内容を実施に移すものであります。特別会計の統廃合については、行革推進法の制定に当たっては、事業の必要性、国が行う必要性、一般会計と区分経理する必要性、事業の類似性といった視点に基づき、一つ一つの特別会計について抜本的な見直しを行っているところであり、したがって、今般の特別会計改革が看板だけの改革との御指摘は当たらないと考えております。

今回の法案と各会計における事業の見直しとの関係についてのお尋ねがありました。

本法律案は、ただいま申し上げましたように、事業の必要性の減じた会計を廃止するなど、徹底した事業の見直しを踏まえ制定された行革推進法の内容を実施に移すものであります。特別会計改革を進めるに当たっては、例えば十九年度予算における雇用保険三事業の見直しのように、毎年度の予算編成過程において、各会計の事務事業の徹底した見直しを不断に行っていくことが必要であると考えております。

特別会計の剰余金の処理についてのお尋ねがありました。本法律案に基づく剰余金の処理については、毎年度の予算において、必要な積立金の水準を定め、歳出に計上される事業を徹底的に見直すことにより、剰余金が不要な積立金や事業に充てられることがなくなることに加え、特別会計の翌年度

の歳入に繰り入れることとした方が、翌年度の一般会計からの繰り入れを節約することができる面もあることから、御指摘のように剰余金を一律に一般会計に繰り入れるよりも、本案の方がむしろ合理的と考えております。

また、十九年度予算においても、本法律案に基づき、これまで剰余金の一般会計への繰り入れを行っていたことのない五会計を含めた七会計より、合計一・八兆円の財政貢献を確保することとしており、剰余金が特別会計の中にとめ置かれるとの御指摘も当たらないものと考えております。

会計相互間の会計処理についてのお尋ねがありました。他会計への繰り入れについては、その使途を明らかにすることなく、これを無条件に認めれば、歳入と歳出の関係を不明確にしようとするおそれがあります。したがって、本法律案においては、他会計への繰り入れについて、そのすべてを明定するとともに、その使途も明確化することとしております。

雇用保険三事業についてのお尋ねがありました。雇用保険三事業については、行政改革推進法等を踏まえ、雇用福祉事業を廃止するとともに、既存の事業を大幅に見直すこととしております。このような大幅な見直しを行った上で、失業等給付の抑制に資する事業については適切に予算措置をしているものであります。

特別会計の定員の見直しについてのお尋ねがありました。

十八年度末の特別会計の定員は、国の行政機関の定員約三十三万のうち約八万四千人で、全体の二五％程度であります。十九年度の定員純減数を見ると、全体の純減数二千二百二十九人のうち、その約三分の二を占めている千三百九十六人の純減を特別会計で達成しており、特別会計の見直しを行う中で、定員についても厳しい見直しを行っているところであります。

特別会計からの独立行政法人などに対する財政支出についてお尋ねがありました。

独立行政法人などに対する財政支出は、交付先における公務員の再就職状況とは関係なく、あくまで政策的な必要に基づいて支出されるものであり、また、各年度の予算編成において、個別の法人や施策ごとに不断の見直しに努めています。

十九年度予算案においても、例えば、御指摘の労働保険特別会計から厚生労働省所管の独立行政法人に向けた財政支出を、各種事業の廃止などにより対前年度三百二十六億円削減するなど、財政支出の一層の縮減を図っているところであります。

公共事業関係の特別会計についてのお尋ねがありました。

道路、治水、港湾、空港、都市の五つの特別会計は、社会資本整備重点計画に位置づけられた社会資本整備事業に関連する特別会計であります。また、地方公共団体や民間事業者からの負担金、借入金などがあることから、受益と負担の関係を明確にしつつ、事業間の連携を強化し縦割りの弊害解消など無駄を排除するとの観点から、昨年の行革推進法において、これらを統合することとされたところであります。これに従い、今般、社会資本整備事業特別会計を設置することとしたものであります。

年金特別会計の積立金、資金についてのお尋ねがありました。

まず、お尋ねの基礎年金勘定の積立金については、昭和六十一年の基礎年金制度の導入時に、それまで国民年金に任意加入していた被用者の被扶養配偶者が支払った保険料に係る積立金について、被用者年金各制度の公平の観点から、国民年金勘定の積立金から切り離し、各制度共通の基礎年金勘定の積立金として管理しているものです。その取り扱いについては、この積立金や運用収益が被用者年金各制度の共通財源という側面も有していることから、被用者年金一元化の検討とあわ

せて、関係者間の合意形成を図る必要があると考えています。

次に、業務勘定の特別保健福祉事業資金については、昭和六十一年度から平成元年度までの厚生年金国庫負担の繰り延べ分の返済見合い財源を用いて、平成元年度補正予算において創設されたものであります。現在、その運用益を使って、老人保健制度の基盤安定化のための事業を行っており、平成二十年度の新たな高齢者医療制度の創設も控え、当面存続させる必要があるものと承知しております。

予算案等の国会審議のあり方についての御提案がありました。

予算案及び本法律案の国会での御審議のあり方につきましては、立法府である国会の御判断にかかわることでありますので、お答えは差し控えさせていただきます。(拍手)

(国務大臣渡辺喜美君登壇)

○国務大臣(渡辺喜美君) 御指名ありがとうございます。

特別会計改革に関する基本的な姿勢についてのお尋ねでございました。

昨年の通常国会で成立した行政改革推進法においては、第一に、特別会計の廃止、統合や事務事業の合理化、効率化等の具体的改革方針を定め、第二に、平成十八年度から五年間で総額二十兆円の財政健全化への貢献という具体的数値目標を掲げ、第三に、民間の企業会計の慣行を参考とした財務情報開示等の法制化をするなど、大胆で具体的な内容を持つ改革方針を定めております。

このような改革を今回の法律案を通じて具体化していくこととするものであり、政府の改革が看板だけなどという御指摘は全く当たりません。

簡素で効率的な筋肉質の政府を実現することは重要な課題であり、私としては、行政改革推進法に基づき、改革路線をみじんも後退させることなく、積極的に行政改革を推進してまいりたいと考えております。(拍手)

(国務大臣柳澤伯夫君登壇)

○国務大臣(柳澤伯夫君) 馬淵議員にお答え申し上げます。

雇用保険三事業の見直しについてのお尋ねがございました。

今回の雇用保険の見直しに当たりましては、雇用保険三事業について、失業等給付の抑制に資するものに限定するという観点から雇用福祉事業を廃止することとし、これを盛り込んだ法律案を提出しているところであります。

雇用保険のその他の事業については、先ほど申したように、失業等給付の抑制に資するものに絞ってこれを継続するというようにしておりますが、このことは、雇用保険制度として妥当なものと考えております。

次に、労働保険特別会計から独立行政法人等への補助金等の支出についてのお尋ねでござい

ます。労働保険特別会計におきましては、保険給付のほか、能力開発など雇用機会の増大等を図るための事業を行っております。これらの事業については、国が直接実施するよりも、専門的な経験、ノウハウを有する法人が行う方が効果的かつ効果的である場合がありまして、その際には、各事業の性質に応じて独立行政法人等に交付金等を支出しているところであります。

今後とも、個々の事業の不断の見直しや運営の効率化につきましては、これに努めてまいりたいと考えております。

最後に、年金特別会計の資金についてのお尋ねがありました。

基礎年金勘定の積立金につきましては、御指摘のとおり、かつて国民年金に任意加入していた被用者の被扶養配偶者の保険料に由来するものでござい

ますが、昭和六十一年改正時に、一定部分を各被用者年金保険者の基礎年金への拠出金の軽減等に充てることとされたところであります。

ただ、その具体的な取り扱いにつきましては、必要な加入状況等の把握が困難であったことから

今日まで決定に至っておりませんが、今般の被用者年金一元化の検討とあわせて、関係者間の合意形成を図っていく所存であります。

次に、厚生保険特別会計の業務勘定に置かれた資金については、議員もよく御存じだと思いますが、眠っているわけではなく、目下活用されております。すなわち、その運用益を用いて被用者保険の老人保健拠出金負担を軽減する事業を行うことにより老人保健制度の基盤の安定化を図っているものであり、平成二十年度の新たな高齢者医療制度の創設を展望するとき、当面これを存続させる必要があるものと考えているところであります。

以上であります。(拍手)

(国務大臣冬柴鐵三君登壇)

○国務大臣(冬柴鐵三君) 公共事業関係の特別会計についてのお尋ねがありました。

道路、治水、港湾、空港、そして都市の五つの特別会計は、地方公共団体や民間事業者からの負担金、借入金などがあり、受益と負担の関係を明確化しつつ無駄を排除するとの観点から、昨年の行革推進法において、これらを統合することとされたところであります。

これに従い、今般、社会資本整備事業特別会計を設置することとしたところであり、この統合により事業間連携の強化や共通経費の統合等を進め、事業の効率化を図ってまいりたいと考えております。(拍手)

○議長(河野洋平君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時五十一分散会

出席国務大臣

財務 大臣 尾身 幸次君
厚生労働大臣 柳澤 伯夫君
国土交通大臣 冬柴 鐵三君
国務 大臣 渡辺 喜美君

出席副大臣
財務 副大臣 田中 和徳君

○議長の報告

(通知書受領)

一、昨二十一日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
公職選挙法の一部を改正する法律

(要求書受領)

一、去る二十日、内閣から、国家公安委員会委員に長谷川眞理子君を任命したので、警察法第七條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二十日、内閣から、公益認定等委員会委員に大内俊身君、佐竹正幸君、池田守男君、袖井孝子君、出口正之君、時枝孝子君及び水野忠恒君を任命したので、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第三十五條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二十日、内閣から、労働保険審査会委員に坂本由喜子君及び平岡昌和君を任命したので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二十日、内閣から、中央社会保険医療協議会委員に遠藤久夫君、白石小百合君及び前田雅英君を任命したので、社会保険医療協議会法第三條第五項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二十日、内閣から、航空・鉄道事故調査委員会委員長に後藤昇弘君を、同委員に遠藤信介君、楠木行雄君、首藤由紀君及び松尾亜紀子君を任命したので、航空・鉄道事故調査委員会設置法第六條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(議決通知)

一、去る二十日、本院は、国家公安委員会委員に長谷川眞理子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十日、本院は、公益認定等委員会委員に大内俊身君、佐竹正幸君、池田守男君、袖井孝子君、出口正之君、時枝孝子君及び水野忠恒君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十日、本院は、労働保険審査会委員に坂本由喜子君及び平岡昌和君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十日、本院は、中央社会保険医療協議会委員に遠藤久夫君、白石小百合君及び前田雅英君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十日、本院は、航空・鉄道事故調査委員会委員長に後藤昇弘君を、同委員に遠藤信介君、楠木行雄君、首藤由紀君及び松尾亜紀子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(理事補欠選任)

一、去る二十日、安全保障委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 内山 晃君(理事前田雄吉君去る二十日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

実川 幸夫君 清水鴻一郎君
清水鴻一郎君 実川 幸夫君

法務委員

辞任

清水鴻一郎君

補欠 長崎幸太郎君

三ツ林隆志君

山本 明彦君

大串 博志君

北神 圭朗君

長崎幸太郎君

清水鴻一郎君

山本 明彦君

三ツ林隆志君

北神 圭朗君

大串 博志君

農林水産委員

辞任

仲野 博子君

補欠 菊田真紀子君

菊田真紀子君

仲野 博子君

環境委員

辞任

中川 泰宏君

補欠 阿部 俊子君

藤野真紀子君

越智 隆雄君

阿部 俊子君

中川 泰宏君

越智 隆雄君

藤野真紀子君

安全保障委員

辞任

石破 茂君

補欠 平田 耕一君

神風 英男君

小宮山泰子君

長島 昭久君

太田 和美君

赤嶺 政賢君

高橋千鶴子君

平田 耕一君

石破 茂君

太田 和美君

長島 昭久君

高橋千鶴子君

赤嶺 政賢君

予算委員

辞任

稲田 朋美君

補欠 新井 悦二君

白井日出男君

山内 康一君

小野寺五典君

大塚 拓君

佐藤 剛男君

亀井善太郎君

中野 清君

あかま二郎君

西村 康稔君

清水清一郎君

増原 義剛君

山本ともひろ君

佐々木憲昭君

吉井 英勝君

阿部 知子君

日森 文尋君

亀井善太郎君

福田 峰之君

清水清一郎君

佐藤 鍊君

山内 康一君

岡部 英明君

あかま二郎君

中野 清君

新井 悦二君

稲田 朋美君

大塚 拓君

小野寺五典君

岡部 英明君

白井日出男君

佐藤 鍊君

西村 康稔君

福田 峰之君

増原 義剛君

山本ともひろ君

佐々木憲昭君

吉井 英勝君

阿部 知子君

日森 文尋君

阿部 知子君

議院運営委員

萩生田光一君

御法川信英君

石関 貴史君

寺田 学君

御法川信英君

萩生田光一君

寺田 学君

石関 貴史君

萩生田光一君

石関 貴史君

寺田 学君

石関 貴史君

萩生田光一君

石関 貴史君

寺田 学君

石関 貴史君

萩生田光一君

石関 貴史君

寺田 学君

石関 貴史君

萩生田光一君

石関 貴史君

寺田 学君

石関 貴史君

萩生田光一君

石関 貴史君

寺田 学君

石関 貴史君

萩生田光一君

石関 貴史君

寺田 学君

石関 貴史君

萩生田光一君

石関 貴史君

寺田 学君

石関 貴史君

萩生田光一君

石関 貴史君

寺田 学君

石関 貴史君

萩生田光一君

石関 貴史君

寺田 学君

石関 貴史君

萩生田光一君

石関 貴史君

寺田 学君

石関 貴史君

萩生田光一君

石関 貴史君

寺田 学君

石関 貴史君

萩生田光一君

石関 貴史君

寺田 学君

石関 貴史君

萩生田光一君

石関 貴史君

寺田 学君

石関 貴史君

財務金融委員

辭任

補欠

文部科学委員

辭任

補欠

厚生労働委員

辭任

補欠

農林水産委員

辭任

補欠

經濟産業委員

辭任

補欠

国土交通委員

辭任

補欠

予算委員

辭任

補欠

穀田 恵二君

重野 安正君

阿部 知子君

佐々木憲昭君

赤嶺 政賢君

佐々木憲昭君

赤嶺 政賢君

佐々木憲昭君

赤嶺 政賢君

佐々木憲昭君

赤嶺 政賢君

佐々木憲昭君

赤嶺 政賢君

佐々木憲昭君

赤嶺 政賢君

佐々木憲昭君

赤嶺 政賢君

佐々木憲昭君

赤嶺 政賢君

佐々木憲昭君

赤嶺 政賢君

佐々木憲昭君

赤嶺 政賢君

佐々木憲昭君

赤嶺 政賢君

佐々木憲昭君

赤嶺 政賢君

佐々木憲昭君

赤嶺 政賢君

佐々木憲昭君

赤嶺 政賢君

佐々木憲昭君

赤嶺 政賢君

佐々木憲昭君

赤嶺 政賢君

佐々木憲昭君

赤嶺 政賢君

佐々木憲昭君

赤嶺 政賢君

佐々木憲昭君

赤嶺 政賢君

佐々木憲昭君

赤嶺 政賢君

佐々木憲昭君

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

以上二件 総務委員会 付託

平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案(内閣提出第三号)

所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

以上二件 財務金融委員会 付託

(議案送付)

一、去る二十日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

公職選挙法の一部を改正する法律案(政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出)

一、去る二十日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

公職選挙法の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、昨二十一日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

公職選挙法の一部を改正する法律案

(調査要求承認)

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る二十日いずれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、農林水産関係の基本施策に関する事項

二、食料の安定供給に関する事項

三、農林水産業の発展に関する事項

四、農林漁業者の福祉に関する事項

五、農山漁村の振興に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、その対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成十九年二月二十日

衆議院議長 河野 洋平殿 農林水産委員長 西川 公也

一、調査する事項

一、環境保全の基本施策に関する事項

二、循環型社会の形成に関する事項

三、公害の防止に関する事項

四、自然環境の保護及び整備に関する事項

五、快適環境の創造に関する事項

六、公害健康被害救済に関する事項

七、公害紛争の処理に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法

関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成十九年二月二十日

衆議院議長 河野 洋平殿 環境委員長 西野あきら

一、調査する事項

一、調査する事項

二、調査の目的

国の安全保障における防衛等の実情を調査し、その対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成十九年二月二十日

衆議院議長 河野 洋平殿 安全保障委員長 木村 太郎

一、調査する事項

一、外務委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨二十一日これを承認した。

二、調査の目的

国際情勢その他の外交関係事項を研究調査し、わが国外交政策の樹立に資するため

三、調査の方法

関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成十九年二月二十一日

衆議院議長 河野 洋平殿 外務委員長 山口 泰明

（質問書提出）

一、去る二十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

二〇〇二年九月十七日の日朝首脳会談の準備過程で行われた外交交渉の記録に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）

竹島問題を巡る外務省の広報に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）

竹島問題に関する小冊子の発行を巡る外務省の認識に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）

一、昨二十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

一八七五年の樺太千島交換条約に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）

竹島が韓国によつて不法占拠された経緯に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）

（答弁書受領）

一、去る二十日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員鈴木宗男君提出「北方領土の日」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員照屋寛徳君提出米軍人・軍属並びにその家族らのNHK受信料支払いに関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出「レフチェンコ事件」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出イランの脅威に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出「第三十一吉進丸事件」に対する外務省の対応に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出「北方領土の日」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出「北方領土の日」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出「北方領土の日」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出「北方領土の日」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出「北方領土の日」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出「北方領土の日」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出「北方領土の日」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出「北方領土の日」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出「北方領土の日」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出「北方領土の日」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出「北方領土の日」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出「北方領土の日」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出「北方領土の日」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出「北方領土の日」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出「北方領土の日」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出「北方領土の日」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出「北方領土の日」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出「北方領土の日」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出「北方領土の日」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出「北方領土の日」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出「北方領土の日」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出「北方領土の日」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出「北方領土の日」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出「北方領土の日」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出「北方領土の日」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出「北方領土の日」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出「北方領土の日」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出「北方領土の日」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出「北方領土の日」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出「北方領土の日」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出「北方領土の日」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出「北方領土の日」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出「北方領土の日」に関する質問に対する答弁書

三 外務省で日露平和条約交渉を担当する責任者である原田親仁欧州局長、松田邦紀欧州局ロシア課長は、「北方領土の日」に関連して、出張や講演を行うか。行うとするならば、その日時と場所、更にそのために支出される交通費、日当を明らかにされたい。

四 二〇〇七年の「北方領土の日」に関連する外務省の取り組みは必要かつ十分であるか。右質問する。

内閣衆質一六六第四一号
平成十九年二月二十日

衆議院議長 河野 洋平殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員鈴木宗男君提出「北方領土の日」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出「北方領土の日」に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「北方領土の日」は、昭和五十五年十一月二十八日の衆議院及び参議院における北方領土問題等の解決促進に関する決議等を受け、北方領土問題に対する国民の関心と理解を更に深め、全国的な北方領土返還運動の一層の推進を図るために、昭和五十六年一月六日の閣議了解により、毎年二月七日を期日として定めたものである。

二について

お尋ねについては、麻生太郎外務大臣が、平成十九年二月七日、東京都千代田区で開催された「平成十九年北方領土返還要求全国大会」に、また、浅野勝人外務副大臣が、同日、北海道根室市で開催された「二〇〇七『北方領土の日』根室管内住民大会」にそれぞれ出席し、挨拶等を行った。

平成十九年二月二十二日 衆議院会議録第八号

三について
お尋ねの事実はない。
四について
外務省としては、お尋ねの取組は適切であったと考えている。

平成十九年二月七日提出
質問 第四二二号

米軍人・軍属並びにその家族らのNHK受信料支払いに関する質問主意書
提出者 照屋 寛徳

米軍人・軍属並びにその家族らのNHK受信料支払いに関する質問主意書
私が、先に平成十九年一月二十五日付で「日本放送協会の受信料不払い問題等に関する質問主意書(以下、質問主意書という)を提出したところ、同年二月二日付で、内閣より答弁書を受領した。私の前記質問主意書は、主として、NHK沖縄放送局の受信料収納率、受信料の時効、及び在沖米軍基地との関連で、受信料の助成措置等に関するものであった。

ところで、政府は、今国会に放送法改正案を提出し、NHK受信料の支払い義務化を盛り込む方針のようである。また、受信料を集める目的で、住民基本台帳ネットワークを使用するという動きもあるやに聞いている。平成十九年二月五日付、朝日新聞の社説は「住基ネットはプライバシーを侵すとして住民訴訟が各地で起きていし、もともと政府と自治体の利用しか想定していない。その枠を真つ先に破れば、いよいよ政府機関に近い性格を強める」(受信料徴収率が七割に落ちたからといって、政府に頼ろうというのでは、自立した報道機関とはいえない)と批判し、「支払い義務化を急ぐな」と警鐘を鳴らしている。

言うまでもなく、NHKが受信料の公平負担確保に必要な、あらゆる措置を講ずることは重大である。しかしながら、NHKは、受信料の公平負担確保に必要な努力を尽くしているだろうか。私

が疑問に思う点を、具体的に問い質したい。

以下、質問する。

一 私の前記質問主意書に対する答弁書によると、総務大臣は、平成十六年度のNHK業務報告書に対して「協会は、受信料の公平負担等の観点から、受信料制度の意義等に対する国民視聴者の理解を得る努力のみならず、法的手続も含め、未契約世帯等の解消について、抜本的な措置を講ずる必要がある」との意見を付したようである。そこで、政府に訊ねたい。沖縄を含む在日米軍の軍人・軍属及びその家族、並びに米軍基地内のPX(売店)等の事業所は、NHKと放送受信契約を締結の上、放送受信料を支払う義務があるのか。政府の明確な答弁を求める。

二 政府は、沖縄に駐留する在日米軍の軍人・軍属並びにその家族らの数、受信料契約を締結している者の数を明らかにし、その上で、米軍人・軍属並びにその家族らのNHK沖縄放送局の受信料収納率について、最近十年以内分を示されたい。

三 NHKは、米軍基地内、及び基地外に居住する米軍人・軍属並びにその家族らに対して、如何なる受信料徴収手続、支払い催促措置を講じているのか。政府に対するNHKからの報告と、政府による実情把握の状況を明らかにされたい。

四 NHKは、在日米軍が駐留する沖縄以外の他府県、例えば神奈川県、東京都、長崎県、青森県等において、米軍人・軍属並びにその家族らの受信料収納率、受信契約締結の有無等について、政府に対し、どのような業務報告書を出し、政府は如何なる実情把握をしているのか。その状況を明らかにされたい。

五 防衛施設庁においては、防衛施設周辺放送受信事業補助金交付要綱(平成十八年防衛施設庁訓令第十一号)の規定に基づき、地上系によるテレビジョン放送の受信料の半額を助成しているようである。沖縄県においては、嘉手納飛行場、伊江島補助飛行場、及び出砂島射撃場の周辺地域の放送受信契約者に助成している。防衛施設庁は、助成措置の理由として「ターボジェット発動機を有する航空機の離着陸等により生ずる騒音の影響」を挙げている。では、何故、騒音の激しい普天間飛行場が、その対象になっていないのか。普天間飛行場には、平成十七年にF15戦闘機等が十四機、平成十九年一月六日にも、F418機が飛来している。米軍の使用実態からして、普天間飛行場は、単に「ヘリコプター飛行場」ではない。防衛施設庁は、昭和五十七年にNHKから引き継いだ助成措置制度の対象施設・区域を早急に見直し、普天間飛行場を当該助成措置の対象施設に指定すべきだと考えるが、これに対する政府の見解を明らかにされたい。

六 政府が、防衛施設周辺放送受信事業補助金交付要綱の規定に基づき、助成対象としている嘉手納飛行場、伊江島補助飛行場、及び出砂島射撃場の各当該区域において、現に助成措置を講じている世帯数、並びに各当該区域における助成金額を示した上で、これらの助成措置対象区域に対して、どのような啓蒙宣伝、手続方法の周知をなしているのかを明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一六六第四二二号
平成十九年二月二十日

衆議院議長 河野 洋平殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員照屋寛徳君提出米軍人・軍属並びにその家族らのNHK受信料支払いに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員照屋寛徳君提出米軍人・軍属並びにその家族らのNHK受信料支払いに関する質問に対する答弁書

一について

放送法(昭和二十五年法律第百三十二号。以下「法」という。)第三十二条第一項に規定する日本放送協会(以下「協会」という。)の放送を受信することのできる受信設備(以下「受信設備」という。)を設置した者は、同項及び日本放送協会放送受信規約の規定により、協会と放送受信契約を締結し、放送受信料を支払う義務がある。

我が国に駐留するアメリカ合衆国(以下「合衆国」という。)軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族(以下「合衆国軍隊の構成員等」という。)については、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和三十五年条約第七号。以下「日米地位協定」という。)等に特別の定めがない限り、我が国の法令が適用されることから、受信設備を設置した合衆国軍隊の構成員等は、放送受信契約を締結し、放送受信料を支払う義務があるものと考えている。

一方、日米地位協定第十五条1(a)において、ビー・エックス等の歳出外資金による諸機関(以下「歳出外資金諸機関」という。)については、「これらの機関は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本の規制、免許、手数料、租税又は類似の管理に服さない。」と規定されており、歳出外資金諸機関がその機関内に受信設備を設置した場合、放送受信契約を締結

する法律上の義務はない。

二について

沖縄に駐留する合衆国軍隊の構成員等の数については、合衆国軍隊の運用に係る事柄であり、お答えすることは差し控えたい。

政府としては、協会からは、最近十年間において、沖縄県に所在する施設及び区域内に居住する合衆国軍隊の構成員等が締結した放送受信契約はなく、また、沖縄県に所在する施設及び区域外に居住する合衆国軍隊の構成員等が締結した放送受信契約については、放送受信契約者が合衆国軍隊の構成員等であるか否かについて把握しておらず、その受信料収納率は把握していないと聞いている。

三について

合衆国側は、協会の放送受信料が一種の租税であり、日米地位協定第十三条の規定に基づき、合衆国軍隊の構成員等は、その支払を免除されるの見解を有していることから、政府としては、合衆国側に対して、放送受信料が租税に当たらず、放送受信契約を締結して放送受信料を支払う義務があることを説明し、また、協会からは、放送受信料を説明するパンフレットの配布並びに施設及び区域内への立入許可等の要請をしてきたと聞いているが、合衆国側は、その見解を変えるには至っていないと承知している。

協会からは、合衆国側の見解が変わらず、協会職員が施設及び区域内に立ち入ること等を合衆国軍隊が認めないため、施設及び区域内に居住する合衆国軍隊の構成員等に放送受信契約の締結を求めることができない状況であり、一

方、合衆国軍隊の構成員等が施設及び区域外に居住している場合は、一般の受信者と同様、放送受信料を支払っていない世帯を訪問し、放送受信料の支払を求めていると聞いている。

四について

最近十年間において、沖縄県以外の他の都道府県に所在する施設及び区域内に居住する合衆国軍隊の構成員等が締結した放送受信契約は存在せず、また、施設及び区域外に居住する合衆国軍隊の構成員等が締結した放送受信契約については、放送受信契約者が合衆国軍隊の構成員等であるか否かについて把握しておらず、その受信料収納率は把握していないと協会から聞いており、法第三十八条第一項の規定に基づき作成される業務報告書にも記載されていないと承知している。

五について

防衛施設庁においては、自衛隊及び合衆国軍隊の飛行場及び射撃場等が頻りに実施されるものの周辺地域のうち、防衛施設庁長官が定める一定の区域において、協会との放送受信契約者(以下「助成対象者」という。)に対し、地上系によるテレビジョン放送の受信料の半額を助成しているところである。

主にヘリコプターが離着陸等を実施する普天間飛行場については、ターボジェット発動機を有する航空機の離着陸等が頻りに実施されていないため、当該飛行場の周辺地域については、助成の対象としていないところであるが、今後、助成措置の対象施設に指定するかどうかを含め検討してまいりたいと考えている。

六について

平成十七年度におけるお尋ねの世帯数及び助成金額は、嘉手納飛行場の周辺地域にあつては約九千七百世帯及び約六千万円、伊江島補助飛行場の周辺地域にあつては約千三百世帯及び約九百万円並びに出砂島射撃場の周辺地域にあつては約二百世帯及び約百万円である。

五について述べた助成の措置については、その制度の概要や手続方法等について防衛施設庁のホームページに掲載し、周知しているところであり、また、嘉手納飛行場、伊江島補助飛行場及び出砂島射撃場の周辺地域を含め、助成対象者については、書面により個別にお知らせしているところである。

平成十九年二月七日提出
質問 第四三三号

レフチェンコ事件に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

レフチェンコ事件に関する質問主意書

一九八二年十二月、米国議会で旧ソ連国家保安委員会(KGB)の工作員で「ノーヴォエ・ヴレーミヤ(新時代)」誌東京支局長をつとめたスタニスラフ・レフチェンコ氏が、米国議会でソ連の工作活動について証言(以下、「レフチェンコ証言」という。)し、多数の日本人工作員を使つて政治工作を行つていた実態を明らかにしたが、外務省は「レフチェンコ証言」の信憑性についてどのように認識しているか。

二 レフチェンコ氏のその後のマスコミでの発言によれば、外務省に「ナザール」というコード名を持つ工作員が存在したとの由であるが、外務

省はかかる報道について承知しているか。

三 「レフチェンコ証言」について、外務省は内部調査を行ったか。行ったとするならば、その責任者の官職氏名を明らかにするとともに、調査結果、記録が作成されたか否かについて明らかにされたい。

四 現在、在ロシア連邦日本国大使館並びに外務省欧州局に勤務する外務省職員で、過去にKGBと不適切な接触を行った者がいるか。いるならば、その者の官職氏名を明らかにされたい。

五 過去にKGBと不適切な接触を行った者が日露外交に従事することが適切と外務省は認識しているか。

内閣衆質一六六第四三号

平成十九年二月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出レフチェンコ事件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出レフチェンコ事件に関する質問に対する答弁書

一及び三について

外務省としては、大臣官房長の下で、レフチェンコ氏の一連の発言のうち、コード名ナザールという者について調査し、記録を作成したが、御指摘のレフチェンコ証言全般の信ぴょう性について申し上げる立場にない。

二について

外務省として、御指摘の報道については承知している。

四及び五について

お尋ねの「KGBと不適切な接触」の意味が明らかでないため、外務省としてお答えすることは困難である。

平成十九年二月七日提出
質問 第四四号

イランの脅威に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

イランの脅威に関する質問主意書

一 イランの外交政策について、ハタミ前大統領の時代と比較して、アフマディネジャード現大統領になつてからどのような変化が現れたと政府は認識しているか。

二 国際法上、イランは核兵器を保有する権利を有しているか。

三 国際法上、北朝鮮は核兵器を保有する権利を有しているか。

四 イランは日本の同盟国か。

五 イランは日本の友好国か。

六 イランは日本にとって脅威もしくは潜在的脅威か。

右質問する。

内閣衆質一六六第四四号

平成十九年二月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出イランの脅威に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出イランの脅威に関する質問に対する答弁書

一について

イラン・イスラム共和国(以下「イラン」という。)の外交政策について、アフマディネジャード現大統領の政権は、二千六十年十月にモッタキ外相が「西側に対するイラン指導層に内在する不信により、イラン外交政策の修正は不可欠である。そのため、イスラム諸国会議(OIC)の更なる活動、地域主義の一層の奨励、非同盟運動の象徴主義の活用(中略)などが現政権のイニシアティブの一部である」旨の発言を行っていることにみられるとおり、ハタミ前大統領の政権の時代と比して、近隣諸国、イスラム諸国、非同盟運動諸国等との関係を重視した外交政策を推進してきていると認識している。

二及び三について

政府としては、核兵器の不拡散に関する条約(昭和五十一年条約第六号)上「非核兵器国」は、核兵器等の受領、製造等を行わない義務を負うと認識している。

四及び五について

お尋ねの「同盟国」及び「友好国」の意味は文脈等にもよるものであり、一概にお答えすることは困難であるが、我が国とイランの二国間関係は重要であると認識している。

六について

我が国とイランの二国間関係を始めとする国際情勢を含め総合的に判断して、現時点において、イランを脅威又は潜在的脅威とは認識していない。

平成十九年二月七日提出
質問 第四五号

共産圏人との接触報告に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

一 共産圏人との接触報告に関する質問主意書
外務省に共産圏人と接触した際に報告を行うという制度(以下、「接触報告」という。)があったと承知するところ、右制度はどのような経緯で設けられたか。

二 「接触報告」という共産圏とはどの国を指すか。

三 「接触報告」は現在も有効か。「接触報告」が現在は無効でないとするならば、いつ、どのような経緯で、どのような手続きをとって失効したかを明らかにされたい。

四 「接触報告」はどの課が主管したか。

五 共産圏人と接触したにもかかわらず「接触報告」を行わなかった外務省職員がいるか。

六 「接触報告」は外務省の秘密保全にとつてどのような役割を果たしたと同省は認識しているか。

右質問する。

内閣衆質一六六第四五号

平成十九年二月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出共産圏人との接触報告に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出共産圏人との接触報告に関する質問に対する答弁書

一から六までについて

外務省において、外務省職員の外国人等との接触についての一定の制度を設けているが、個別具体的な制度の内容等を公にすることは、秘密保全の体制に支障を及ぼすおそれがあることから、外務省としてお答えすることは差し控えたい。

平成十九年二月七日提出
質問 第四六号

在外公館が配置する美術品についての国会議員の資料請求を外務省が拒否した事案に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

在外公館が配置する美術品についての国会議員の資料請求を外務省が拒否した事案に関する質問主意書

一 二〇〇六年九月四日付で鈴木宗男衆議院議員が発出した、

〔通知書〕

以下一点につき、資料の提供をお願い致します。

・全ての日本国在外公館におかれている美術品の一覧表。

「ご多忙中の恐れ入りますが、なるべく早期に送付頂ければ幸いに存じます。」との内容証明郵便を外務省が受領した年月日を明らかにされたい。

二 二〇〇六年九月二十六日付で外務省から、鈴木宗男衆議院議員に対し、

〔衆議院議員 鈴木宗男 殿〕

平成十八年九月四日付の通知書について、在外公館は、当該在外公館が所在する国又は地域において我が国を代表する施設であり、日本国の百八十九の在外公館には、在外公館を訪問する要人や各界の関係者に対し、日本文化の魅力を印象付けるとの観点から、絵画、陶磁器、書、版画、その他の美術品を配置しています。

平成十八年九月二十六日
外務省

との文書が発出されたと承知するが、右文書を作成した課名と課長名を明らかにされたい。

三 二の文書は行政文書に該当するか。

四 二の文書は外務省内の決裁を得て発出されたものか。当該決裁の最高権限者の官職氏名を明らかにされたい。

五 二の文書の内容は一の要請に対して誠実に回答したのか。

六 二〇〇六年九月二十七日付で鈴木宗男衆議院議員が発出した、

〔通知書〕

平成十八年九月四日付で全ての日本国在外公館におかれている美術品の一覧表の資料提供をお願いしたところ、それに対する回答を同年同月二十七日受領致しました。回答には、「在外公館は、当該在外公館が所在する国又は地域において我が国を代表する施設であり、日本国の百八十九の在外公館には、在

外公館を訪問する要人や各界の関係者に対し、日本文化の魅力を印象付けるとの観点から、絵画、陶磁器、書、版画、その他の美術品を配置しています。」とありますが、私が請求致しましたのは、それら在外公館におかれている美術品の一覧表です。一覧表があるのかないのか明確にご回答戴き、一覧表があるのならば情報を開示して戴けますようお願い致します。

ないのならば、何故にかかる一覧表を作成していないのか、一覧表を作成せずに外務省が保有する動産の適切な管理をなすことが可能であるかについて、明確な説明を求めます。

「ご多忙中の恐れ入りますが、本書簡受領後、七十二時間以内に回答戴ければ幸いです。」

との内容証明郵便を外務省が受領した年月日を明らかにされたい。

七 二〇〇六年十月五日付で外務省から、鈴木宗男衆議院議員に対し、

〔衆議院議員 鈴木宗男 殿〕

平成十八年九月二十七日付の通知書について、すべての日本国在外公館に配置されている美術品を一覧として取り纏めた表は存在しませんが、在外公館に配置されている美術品は、在外公館長の責任の下、各在外公館において適正に管理されています。

平成十八年十月五日
外務省

との文書が発出されたと承知するが、右文書を

作成した課名と課長名を明らかにされたい。

八 七の文書は行政文書に該当するか。

九 七の文書は外務省内の決裁を得て発出されたものか。当該決裁の最高権限者の官職氏名を明らかにされたい。

十 七の文書の内容は六の要請に対して誠実に回答したものか。

十一 在外公館に配置されている美術品に関する情報に秘密指定がなされているか。

十二 外務省が国会議員からの資料請求に対して、在外公館に配置されている美術品に関する情報の開示を頑なに拒絶する真意を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一六六第四六号

平成十九年二月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在外公館が配置する美術品についての国会議員の資料請求を外務省が拒否した事案に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出在外公館が配置する美術品についての国会議員の資料請求を外務省が拒否した事案に関する質問に対する答弁書

一について

外務省が御指摘の文書を受領したのは、二十六年九月五日である。

二から四まで及び七から九までについて

御指摘のいずれの文書も、外務省大臣官房在外公館課が作成し、外務省としての決裁を得た後、発出した行政文書である。在外公館課長の氏名は、今村朗である。

五及び十について

外務省としては、担当課において資料要求の趣旨を付度して御指摘の文書を発出したものと考えている。

六について

外務省が御指摘の文書を受領したのは、二十年九月二十八日である。

十一について

秘密指定はなされていない。

十二について

外務省として、御指摘のような意図を持っているものではない。

平成十九年二月八日提出
質 問 第 四 七 号

竹島問題をめぐる請願に対する外務省の対応に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

竹島問題をめぐる請願に対する外務省の対応に関する質問主意書

一 請願に対する政府の基本認識如何。

二 竹島問題は日本の国益にとつてどのような意義を有しているか。

三 過去に外務省が竹島問題に関する請願を受けたことがあるか。受けたことがあるならば、直近の事例三件を明らかにし、それぞれの請願に

対して外務省がとつた対応を明らかにされた。

四 三の請願に対して外務省の対応は、竹島問題をめぐる国民感情に照らして必要かつ十分なものであったか。

右質問する。

内閣衆質一六六第四七号

平成十九年二月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出竹島問題をめぐる請願に対する外務省の対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出竹島問題をめぐる請願に対する外務省の対応に関する質問に対する答弁書

一について

請願法(昭和二十二年法律第十三号)による請願の提出があつた場合には、同法第五条の定めるところによりこれを受理し、誠実に処理しなければならないものと考ええる。

二について

お尋ねの意味が必ずしも明らかではないが、政府としては、竹島は我が国固有の領土であり、従来より、このような我が国の立場を大韓民国政府に対し累次申し入れている。

三について

お尋ねについて、外務省において竹島問題を早期に解決することを求める旨の請願を受理し、これらの意見も受け止め、引き続き、二に

ついて述べた方針で対応している。

四について

外務省としては、三について述べた対応は適切であつたと考えている。

平成十九年二月八日提出
質 問 第 四 八 号

北方領土問題をめぐる請願に対する外務省の対応に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

北方領土問題をめぐる請願に対する外務省の対応に関する質問主意書

一 北方領土問題は日本の国益にとつてどのような意義を有しているか。

二 過去に外務省が北方領土問題に関する請願を受けたことがあるか。受けたことがあるならば、直近の事例三件を明らかにし、それぞれの請願に対して外務省がとつた対応を明らかにされたい。

三 二の請願に対して外務省の対応は、北方領土問題をめぐる国民感情に照らして必要かつ十分なものであったか。

右質問する。

内閣衆質一六六第四八号

平成十九年二月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土問題をめぐる請願に対する外務省の対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土問題をめぐる請願に対する外務省の対応に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの意味が必ずしも明らかではないが、政府としては、北方四島は我が国固有の領土であり、従来より、北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結するとの方針の下、ロシア連邦政府との間で交渉を行つてきている。

二について

お尋ねについて、外務省において北方領土問題を早期に解決することを求める旨の請願を受理し、これらの意見も受け止め、引き続き、一について述べた方針で対応している。

三について

外務省としては、二について述べた対応は適切であつたと考えている。

平成十九年二月八日提出
質 問 第 四 九 号

「第三十一吉進丸」事件に対する外務省の対応に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

「第三十一吉進丸」事件に対する外務省の対応に関する質問主意書

一 二〇〇六年八月十六日、北方領土の貝殻島周辺における日本漁船「第三十一吉進丸」に対するロシアの国境警備艇による銃撃、拿捕で、船員一名が死亡した事件(以下、「本件」という)に関し、外務省は調査報告書を作成したか。

官 報 (号 外)

二 日本領海内で外国の公権力により日本人が銃撃されることは日本の主権侵害に該当すると思料するが、外務省の認識如何。

三 「本件」について外務省がロシア側に対して抗議した直近の日付と内容、並びにその後、ロシア側からどのような対応があつたかについて明らかにされたい。

内閣衆質一六六第四九号
平成十九年二月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出「第三十一吉進丸事件に対する外務省の対応に関する質問に対する答弁書」を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出「第三十一吉進丸事件に対する外務省の対応に関する質問に対する答弁書」

一について

御指摘の事件に関連する事実関係については、関係当局において、「第三十一吉進丸の船長を含む乗組員から直接話を聞く等の調査等を行い、これを究明することとしており、外務省として、お尋ねの「調査報告書」は作成していない。

二について

一般論として、外国又はその機関が我が国の領域内で公権力の行使として武器を使用するような行為を我が国の同意を得ずに行うことは、

我が国に対する主権の侵害となると認識している。

三について

「第三十一吉進丸」の銃撃・逮捕事件に関する我が国の立場については、平成十八年十一月十八日の日露首脳会談において、安倍内閣総理大臣よりプーチン・ロシア連邦大統領に対し悲惨な事件の再発防止を求めたのに対し、プーチン大統領が治安分野での一層緊密な協力に言及したやり取りがあつた。

平成十九年二月八日提出
質問 第五〇号

住民基本台帳ネットワークシステムによる「データマッチング」に関する質問主意書
提出者 河村たかし

住民基本台帳ネットワークシステムによる「データマッチング」に関する質問主意書

平成一八年一月三〇日に、大阪高等裁判所は、大阪府下の住民四名が「自己の住民票コードを抹消せよ」と求めた訴訟において、箕面市、吹田市、守口市の三市に対して、「住民基本台帳から住民票コードを抹消せよ」と命じる判決を下した。

同判決は、「住民ネットの運用について、データマッチングや名寄せを含む目的外利用を中立的立場から監視する第三者機関は置かれていない」など、「住民ネット制度には個人情報保護対策の点で無視できない欠陥があるといわざるを得ず、行政機関において、住民個々人の個人情報住民票コードを付されて集積され、それがデータマッ

チングや名寄せされ、住民個々人の多くのプライバシー情報が、本人の予期しない時に予期しない範囲で行政機関に保有され、利用される危険が相当あるものと認められる。そして、その危険を生じさせている原因は、主として住民ネット制度自体の欠陥にあるものといふことができ、そうである以上、上記の危険は、抽象的な域を超えて具体的な域に達しているものと評価することができ、住民がそのような事態が生ずる具体的な危険があるとの懸念を抱くことも無理もない状況が生じているといふべきである」と、厳しく住民ネット制度を批判している。

平成一七年五月三〇日の金沢地方裁判所の判決に続いて、今回、大阪高等裁判所においても、住民ネットにおける「データマッチングの危険性」が指摘され、「明示的に住民ネットの運用を拒否している控訴人らについて住民ネットを運用することとは、控訴人らに保障されているプライバシー権(自己情報コントロール権)を侵害するものであり、憲法一三条に違反するものといわざるを得ない」と判断されている事実は重大であると考え

よつて、以下の点につき質問する。

1 (政府行政機関が保有する個人情報ファイルの数について)

(1) 平成一八年一〇月二五日開催の「第二次国民生活審議会個人情報保護部会」で配布された「総務省資料(平成一七年度行政機関個人情報保護法等の施行状況(概要))」によれば、平成一八年三月三一日現在、行政機関が保有する個人情報ファイル

(特定の保有個人情報を検索できるように体系的に構成したもの)の数は、八〇六二四とされているが、間違いないか。

間違っている場合は、訂正されたい。

(2) ① 右(1)の個人情報ファイルには、行政機関個人情報保護法一〇条二項、同法一条二項のファイルは含まれているのか。

② 含まれている場合は、①のファイルを除いた数を明らかにされたい。

③ 含まれていない場合は、①のファイル数を明らかにされたい。

(3) ① 右(1)の個人情報ファイルの内、「住民票コード」が記録されているファイルの数および名称を明らかにされたい。

② 右行政機関個人情報保護法一〇条二項、同法一条二項のファイルの内、「住民票コード」が記録されているファイルが存するか否かを明らかにされたい。

2 (行政機関個人情報保護法三条、八条の監視機関について)

(1) 行政機関個人情報保護法は、「相当の関連性」があれば、個人情報の利用目的の変更が認められ(第三条三項)、「相当の理由」があれば目的外の利用と提供も認められている(第八条二項)ところ、本人確認情報の提供を受ける国の機関等において、提供の「目的」の変更や目的外利用することを監視する機関は設置されているか。

(2) 設置されているならば、その名称、構成、所属、権限等について明らかにすると共に、同機関の権限等について定めた規定

の名称、制定年月日等について明らかにされたい。(少なくとも、法務省、厚生労働省(社会保険庁を含む)、財務省、金融庁、総務省について、明らかにされたい。)

3 (地方公務員共済組合等における監視機関について)
同じく、本人確認情報の提供を受ける、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、国家公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団について、提供の「目的」の変更や目的外利用することを監視する機関は設置されているのか否か、設置されている場合は、その名称、構成、所属、権限等について明らかにすると共に、同機関の権限等について定めた規定の名称、制定年月日等について明らかにされたい。

4 (本人確認情報の保護に関する審議会の開催状況について)
北海道、福島県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、長野県、石川県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、福岡県、熊本県における本人確認情報の保護に関する審議会の開催状況(平成一四年度から現在まで)について、把握しているか。

5 (都道府県知事による勧告について)
(1) 住基法上、民間において住民票コードの告知を求めることや、「業として、住民票コードの記録されたデータベースであつて、当該住民票コードの記録されたデータベースに記録された情報が他に提供される

ことが予定されているものを構成してはならない」などとされ、都道府県知事は、これらの行為が行われた場合において、「当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告すること」や、「勧告を受けた者がその勧告に従わな

いときは、都道府県の審議会の意見を聴いて、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる」(三〇条の四三)とされているが、現在に至るまでに、このような都道府県知事の「勧告」等が行われたという報告例が存するか。

(2) 存する場合は、その概要を明らかにされたい。

6 (EU指令の要件について)
(1) 一九九五年の「EU指令(個人データ処理に係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する欧州議会及び理事会の指令)」(95/46/EC)二五条一項は、個人データの第三国への移動は、当該第三国が適切なレベルの保護を提供している場合に限り、その一環として、「独立の監視機関」の設置を義務づけているが、日本

本の「個人情報保護法」は、この要件を満たしているかと認定されているか、明らかにされたい。

(2) この点に関するEUとの交渉や審査等の経過および結果の概要を明らかにされたい。

7 (住民の開示請求権について)
(1) 住民は、各自自治体の情報公開条例に基づき、自己に係る本人確認情報の提供状況に関する開示を受けようとしてされているが、この制度は全都道府県で実施されているか。

(2) 前項の開示請求の対象には、行政機関個人情報保護法八条一項の「法令に基づく」提供の場合(たとえば、警察からの捜査照会に対する回答など)も含まれるのか、明らかにされたい。

(3) 前二項の開示状況の実績について、情報を保有しているなら、その概要を明らかにされたい。

8 (自治体からの調査要求等について)
(1) 「電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準(平成一五年九月二九日総務省告示第六〇一号)」により、平成一五年一〇月一日から、提供を行った市民の本人確認情報の管理状況等について、報告を求めること、また、要請を行うことが可能となつた、とされているが、第6、8、(1)、エでは、「市町村長は、必要に応じ、報告を求め、要請を行うこと」と規定され、市町村長の義務のように規定されているが、同規定は市町村長の権利であり、報告を求められた側は報告「義務」が存すると理解してよいのか、明らかにされたい。

(2) 現在までに、前項の報告要求や要請が存したか否かについて、明らかにされたい。

(3) 存する場合は、①その件数、②その時期、③内容の概要、④当該要求、要請に対する対応の概要について、それぞれ明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一六六第五〇号
平成十九年二月二十日
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員河村たかし君提出住民基本台帳ネットワークシステムによる「データマッチング」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員河村たかし君提出住民基本台帳ネットワークシステムによる「データマッチング」に関する質問に対する答弁書

1の(1)及び(2)

お尋ねの個人情報ファイルの数については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第四十九条に基づき実施した平成十七年度における同法の施行状況調査において、同法第十一条第一項に基づき公表している個人情報ファイル簿に記載されている個人情報ファイルの数について総務省において取りまとめたものであり、平成十八年三月三十一日現在、行政機関から報告された個人情報ファイルの数の合計は、八万六千二百二十四件であった。同条第二項及び第三項に基づく個人情報ファイルについては、同調査の対象としておらず、その数を把握していない。

2 について

これらの事項については、法務省においては「法務省保有個人情報保護管理規程」(平成十七年三月十六日法務省秘法訓第三百三三号)、厚生労働省においては「厚生労働省保有個人情報管理規程」(平成十七年三月二十三日厚生労働省訓令第三号)、社会保険庁においては「社会保険庁保有個人情報保護管理規程」(平成十七年三月二十八日社会保険庁訓令第四号)、財務省においては「財務省の保有する個人情報情報の適切な管理のための措置に関する規程」(平成十七年三月二十九日財務省訓令第八号)、金融庁においては

3 について

地方公務員共済組合及び地方公務員共済組合連合会（以下「共済組合等」という。）については、「地方公務員共済組合の組合員等に関する個人情報」の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針を定める件」（平成十七年三月二十八日総務省告示第三百五十九号）に基づき、個人情報の保護に関する規程を策定するとともに、各共済組合等の代表者によって指名された者であつて、共済組合等内部の個人情報の保護体制の実施、運用等について監督を行うものとして、個人情報保護管理者を置くこととされている。

国家公務員共済組合連合会（以下「国共済連合会」という。）については、総務省において策定した「行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について」に準拠し、国共済連合会において個人情報の保護及び適切な管理に関し必要な規程として「国家公務員共済組合連合会の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程」（平成十六年十一月十六日）を定め、国共済連合会に総括保護管理者、保護管理者等及び監査責任者を置くこととされている。監査責任者は、監査室長をもつて充て、保有個人情報の管理の状況について、定期に又は随時に監査を行い、その結果は

日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）については、総務省において策定

した「独立行政法人等の保有する個人情報」の適切な管理のための措置に関する指針について」(平成十六年九月十四日総管情第第八十五号総務省行政管理局長通知)を踏まえ、個人情報の適切な管理に關し必要な規程として、「日本私立学校振興・共済事業団個人情報管理規程」(平成十七年三月三十一日理事長裁定)を定め、事業団に総括保護管理者、保護管理者及び監査責任者を置くこととされている。監査責任者は監事をもつて充て、保有個人情報の管理の状況について、定期に又は随時に監査を行い、その結果は総括保護管理者に報告することとされているところである。

4について

お尋ねの都道府県における住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下「法」という。）第三十条の九第一項に規定する本人確認情報（以下「情報」という。）の保護に関する審議会の開催状況については、把握していない。

について

法第三十条の四十三第四項に規定する勧告又は同条第五項に規定する命令を行ったという報告は受けていない。

の(1)について

我が国の個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に対するEUの考え方は、現時点では明らかにないものと承知している。

EUとの間では、外交ルートを通じたかかわりや審査は行われていないものと承知している。

7の(1)について

すべての都道府県において個人情報保護条例が制定されており、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）のサーバに本人確認情報が保存されている者は、自己に係る本人確認情報の提供先、検索元、提供年月日及び利用目的について、各都道府県の個人情報保護条例に基づき、開示請求を行うことが可能である。

7の(2)について

都道府県において個人情報保護条例に基づき判断されるものであり、政府としてお答えする立場にない。

7の(3)について

住基ネットを通じて本人確認情報の提供状況に係る各都道府県の個人情報保護条例に基づく開示請求は、平成十七年度は、全国で十五件あったものと承知している。

8の(1)について

お尋ねの告示の規定は、市町村長が、必要に応じ、都道府県知事（指定情報処理機関が本人確認情報の提供を行った場合は、都道府県知事及び指定情報処理機関）を経由して、国等のに対し、都道府県知事又は指定情報処理機関が提供を行った当該市町村の住民に係る本人確認情報の適切な管理のための措置の実施状況について報告を求め、当該本人確認情報の適切な管理のための措置について要請を行うべきことと

を定めたものであり、報告の求め又は要請を受けた国の機関等は、法第三十条の三十三第一項の規定の趣旨に沿って、本人確認情報の安全確保に必要な措置を講ずるものとされている。

8の(2)及び(3)について

お尋ねの報告要求及び要請の存否については、承知していません。

平成十九年二月八日提出
質問 第五 一号

住民基本台帳ネットワークシステムと社会保険庁「最適化計画」に関する質問主意書

提出者 河村たかし

住民基本台帳ネットワークシステムと社会保険庁「最適化計画」に関する質問主意書

社会保険庁は、平成一八年三月二十九日に「社会保険業務の業務・システム最適化計画」を策定(同年一〇月三十一日に改定・以下単に「最適化計画」という)、実行に移している。社会保険庁は、もととも、年金情報、健康保険情報(レセプトなどの医療情報を含む)、市区町村から受領した税情報、勤務先情報など多くの個人情報保有している。また、社会保険庁が保有する、基礎年金番号と、住民票コードが突合され、マッチングすることが計画されている。

住民票コードの付番については、国民のプライバシー保護の観点から、強い疑念が出されたことは記憶に新しいが、「基礎年金番号」制度の導入時においても、同様に強い危惧が示されていた。例えば、平成八年六月六日、参議院において、「厚生年金保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」が可決され、「政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。・・・五、受給者及び被保険者に対するサービスの向上を図るため、年金現業業務の一元化等の整備を推進するとともに、そのための基礎年金番号の導入に当たっては、プライバシー保護に万全を期すること。」と決議されている。

この二つの番号が突合されるということは、国民のプライバシー保護上、重大な問題が生じることが懸念される。しかも、社会保険庁は、この間、年金加入情報の不正閲覧問題が発生し、その後も、年金の不正免除を「組織的に」行ったことが明らかとなった組織である。国民のプライバシー侵害に対する懸念は一層高まったと言わざるを得ない。

よって、以下の点につき質問する。

1 (社会保険庁)の保有する個人情報について

(1) (年金運営新組織について)

① 「最適化計画」の「別添2」Ⅱ 将来体系の「年金運営新組織の行う業務」中の「2・3・1・2 情報資産評価表」において、保有数の想定がついているものの「個人情報」の総数について、「連携情報」ごとに明らかにされたい。

② ①の「連携情報」の内、基礎年金番号を含む予定のものを、明らかにされたい。

③ ①の「連携情報」の内、住民票コードを含む予定のものを、明らかにされたい。

④ ①の「連携情報」の内、「被保険者情報」に含まれる「生年月日」、「性別」、「氏名」、「住所」は、本人確認情報の四情報を反映したものとなる予定であるのか、明らかにされたい。

(2) (健康保健運営新組織について)

① 「最適化計画」の「別添2」Ⅱ 将来体系の「全国健康保険協会の行う業務」中の「6 情報資産評価表」において、保有数の想定がついているものの「個人情報」の総数について、「連携情報」ごとに明らかにされたい。

② ①の「連携情報」の内、基礎年金番号を含む予定のものを、明らかにされたい。

③ ①の「連携情報」の内、住民票コードを含む予定のものを、明らかにされたい。

④ ①の「連携情報」の内、「被保険者情報」や「被扶養者情報」に含まれる「生年月日」、「性別」、「氏名」、「住所」は、本人確認情報の四情報を反映したものとなる予定であるのか、明らかにされたい。

(3) (現状と将来計画の関係について)

① 現在、社会保険庁が保有する、社会保険事業関係の「個人情報」と、(1)(2)において明らかにした将来において保有が予想される「個人情報」との異同について、明らかにされたい。

② 現在、基礎年金番号を含む「個人情報」が記録されたファイルの総数および主なファイルの名称を、明らかにされたい。

③ 現在、既に住民票コードを含む「個人情報」が記録されたファイルの総数および主なファイルの名称を、明らかにされたい。

2 (二〇歳到達者全員の本人確認情報の社保庁への提供について)

社会保険庁は、二〇歳に到達することにより

第一号被保険者となるものについて、既に、住民基本台帳から本人確認情報の提供を受け、対象者の把握を行っているとの聞いている。以下の点について、明らかにされたい。

(1) この点間違いないか。誤りがある場合は、その点を説明されたい。

(2) 提供を受ける目的。

(3) 提供を受ける法的根拠は、住基法第三〇条の七第三項、別表第一の七七、並びに「住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令」第一条第八項第一号か。

(4) ① 提供を受け始めたのは、平成一五年四月からか。

② 提供を受けた回数ごとに、提供を受けた本人確認情報の数。

③ 提供を受けているのは住基ネットに登録された二〇歳到達者全員分から、最新の異動事由が「死亡」もしくは「職権消除等」の者、生年月日が一意に特定できない者、性別が「不明」の者、住基ネットに参加の団体内に住所を有する者を除いた者でよいのか。

右において、「生年月日」が一意に特定できない者や「性別が不明の者」は、住基ネットに本人確認情報が登録されているのか。

されている場合、「生年月日」「性別」はどのように登録されているのか。

④ 提供を受ける手段はどのようなものか。

⑤ 福島県矢祭町、東京都杉並区、東京都

官 報 (号 外)

国立市に住所を有する者については、何か別の手段をとっているのか。

とっている場合、どのような手段をとっているのか。

(5) 社会保険庁の保有する、いかなるデータベース(個人情報ファイル)と突合しているのか。

(6) ① 社会保険庁が、全国の市町村から二〇歳に達した住民の個人情報の提供を受けることは、住基ネット稼働前から行われていたのか。

② 行われていた場合、(ア)その提供はいかなる法的根拠に基づき行われていたのか、(イ)すべての市町村から提供を受けていたのか、それとも、一部の市町村からのみ提供を受けていたのか、(ウ)具体的にどのような手続・方法で提供を受けていたのか、(エ)提供を受けていた期間及び年度ごとの提供件数、をそれぞれ明らかにされたい。

(7) ① 提供を受けた本人確認情報は、社会保険庁のデータベースに記録されるのか。

② 記録される場合、いかなるデータベースに記録されるのか、および、本人確認情報六情報の内のいかなる情報が記録されるのか。

3 (住基ネットを利用した「現況届」の廃止について)

社会保険庁は、「住基ネットを活用するにあたり、平成一八年四月から半年程度かけて順次、社会保険庁から全受給者の個人情報(氏名、性別、生年月日、住所)を住基ネットに照

会し、住基ネットの情報と突合している」とのことである。

これに関し、以下の点を明らかにされたい。

(1) 「突合」の具体的方法。

① 社会保険庁から地方自治情報センターに「社会保険庁保有の全受給者の個人情報」を送付して、センターにおいて突合を行ったのか否か。その具体的方法如何。

② 社会保険庁が保有する全受給者の数。

③ 「突合」作業は終了したのか。

その結果(突合成功数など)はどうであったのか。

突合が成功しなかった理由はどういうものであったか。

(2) ① 本「突合」に要した費用は幾らであったか。

② 受給者の内、(ア)外国籍(外国人登録者、イ)外国に居住している者、(ウ)加給年金額等が加算されている者、(エ)障害の程度を確認する必要がある者、および、(オ)本「突合」に成功しなかったため、今後現況届を提出する必要がある者は、それぞれ何人程度か。

(3) ① 「突合」が成功した受給者の本人確認情報は、社会保険庁のデータベースに記録されるのか。

② 記録されるならば、それはいかなるデータベースであるのか。

③ 記録される本人確認情報は六情報中のどの情報か。

(4) ① 本「突合」に失敗した受給者に関して、

社会保険庁は、自己の住民票コードを同庁に通知するよう求めているか。

② 求めている場合、受給者が回答してきた住民票コードを基に、社会保険庁のデータベース上のデータはどのように修正されるのか(元のデータベース上の住所、氏名等は修正され、旧住所、氏名等は消去されてしまうのか、住民票コードのみの追加となるのか、「本人確認情報」の住所、氏名等が追加されるのか)。

(5) 平成一六年一〇月二二日開催の「第二回社会保険事業運営評議会」において、社会保険庁の青柳運営部長は、「これは経緯論になるのですが、そもそもこの住基ネットなり基礎年金番号導入に際し、国民総番号みたいな形でこれを活用することに対しては国会でも大変大きな懸念をいただきました。その意味で基礎年金番号は基礎年金番号、住基ネットは住基ネットを基本的にしようというあたりの合意というか、一つのコンセンサスが あったという経緯もあります。」と説明している。

前記基礎年金番号と住基ネットの「突合」(「データマッチング」という事態は、前記「コンセンサス」に反しないのか。

反しないとするならば、その理由を明らかにされたい。

(6) 同じく青柳運営部長は、前記説明に続けて、「年金を受けておられる方の確認については、実は私ども社会保険庁には住基ネット以外にもっと強い手段があります。これは介護保険の第一号被保険者の保険料

徴収情報です。市町村にお住まいの六五歳以上の介護保険の被保険者については、二ヶ月に一回の支払目ごとに市町村から、この方の保険料をこうやって取ってくださという情報をいただいています。したがって、もしそこで亡くなられた方がいると、市町村から「この人は亡くなられたので保険料を取らなくて結構です」という形の情報が来ますので、私どもとしてはむしろその方が確実に亡くなったかどうかを確認できるなということです。むしろ、それを中心に考えて仕事を組み立てています。」と説明し、宮武座長の、「それでは、現況届は介護保険の情報を使えば廃止できるのですか。」という質問に対しても、「事実上、廃止できると思っています。」と回答している。

① このように、実務を担当する責任者が、あえて住基ネットの本人確認情報と「突合」しなくても、現況届を事実上廃止できると述べているにもかかわらず、何故、プライバシー保障上問題の大きい前記「突合」を行おうとしているのか、その理由を、明らかにされたい。

② その際、プライバシー保障上の問題点をどのように考慮に入れたかも、明らかにされたい。

③ 現在も、介護保険の第一号被保険者の保険料徴収情報は、市町村から情報を提供してもらっているのかどうか、明らかにされたい。

4 (端末の設置数など)

(1) ① 現在、基礎年金番号を含む個人情報を見ることが出来る端末は、全国で何台設置されているのか、明らかにされたい。

また、その設置箇所の概要について、明らかにされたい。

② 現在、住民票コードを含む個人情報を閲覧することのできる端末は、全国で何台設置されているのか、明らかにされたい。

また、その設置箇所の概要について、明らかにされたい。

(2) ① 「最適化計画」において、基礎年金番号を含む個人情報を閲覧することのできる端末は、全国で何台程度設置される予定か、明らかにされたい。

また、その設置予定箇所の概要について、明らかにされたい。

② 「最適化計画」において、住民票コードを含む個人情報を閲覧することのできる端末は、全国で何台程度設置される予定か、明らかにされたい。

また、その設置予定箇所の概要について、明らかにされたい。

5 (最適化計画)の内容に関して)

(1) (年金業務について)

① 「最適化計画」の2. 2. 1 実体関連図(ERD)によると、年金業務の「業務系・支援システム」では、「被保険者・受給権者」情報に、各種の情報が関連づけられ、この「被保険者・受給権者」の「主キー」として「被保険者ID」が定め

られている。

この「被保険者ID」とは具体的にどのようなものが想定されているか、明らかにされたい。

また、基礎年金番号とは別の番号を想定しているのかどうかについても、明らかにされたい。

② 「被保険者・受給者情報」と関連づけられているデータに、「被保険者保有番号」が存し、この「被保険者保有番号」は、「被保険者が保有する他省庁・公的機関から発行された番号を管理する情報を保持する。管理すべき番号としては、住民基本台帳番号や外国人登録番号などが考えられる。また将来の制度変更に対応するために複数の種類の番号を保有できる体系とする」と説明されている(2. 2. 1 エンティティ定義表二頁)。

ア この「住民基本台帳番号」とは「住民票コード」と同一であるのか、明らかにされたい。

同一でないとすれば何であるのか、説明されたい。

イ 「将来の制度変更」として、想定している事態はどういうものか、明らかにされたい。

また、「社会保障番号」「納税者番号」が保持される可能性も否定されないのかについて、明らかにされたい。

(2) (健康保険業務について)

① 「健康保険業務システム」では、「被保険者情報」「事業所情報」「健診情報」「給付情報」「納付情報」が関連づけられ、こ

の「被保険者情報」の「主キー」として「都道府県番号」「被保険者証記号」「被保険者証番号」が定められているという理解でよいのか。

誤っている場合は、正しい内容を説明されたい。

② 右①の「都道府県番号」「被保険者証記号」「被保険者証番号」について、説明されたい。

(3) (外注化との関係について)

「最適化」の一環として、業務の「外部委託の拡大等が計画されているが、その内容として、前記年金や健康保険用の端末を、それらの外部委託された民間人にも使用させる予定であるのかについて、明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一六六第五一号

平成十九年二月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員河村たかし君提出住民基本台帳ネットワークシステムと社会保障庁「最適化計画」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員河村たかし君提出住民基本台帳ネットワークシステムと社会保障庁「最適化計画」に関する質問に対する答弁書

1の(1)の①から③までについて

社会保障庁においては、社会保障業務の業務・システム最適化計画(以下「最適化計画」と

いう。)に基づき新たに記録管理システム及び基礎年金番号管理システム(以下「刷新システム」という。)を構築することとしているが、これについては、現在、基本設計を行っている段階であり、お尋ねの点について、現時点においてお答えすることは困難である。

1の(1)の④について

1の(1)の①から③までについて述べたとおり、刷新システムの具体的な内容について現段階でお答えすることは困難であるが、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の五第一項に規定する本人確認情報(以下「本人確認情報」という。)のうち氏名及び住所については、同法第三十条の十第一項に規定する指定情報処理機関(以下「指定情報処理機関」という。)から提供される本人確認情報によって刷新システムの情報を書き換えることを予定しているところである。

1の(2)の①について

社会保障庁においては、最適化計画に基づく新たな健康保険業務システムを構築することとしており、これについては、基本設計に向けた準備を行っている段階であるが、御指摘の情報資産評価表に掲げる連係情報のうち個人情報の保有想定件数が示されているものは、「事業所情報」「被保険者情報」「給付情報」及び「レセプト情報」であり、その件数は、現時点ではそれぞれ二百万件、五千四百万件、九千万件及び十八億件程度である。

1の(2)の②について

1の(2)の①について述べたとおり、健康保険業務システムについては、基本設計に向け

官 報 (号 外)

た準備を行っている段階であり、「連携情報」の内容については今後検討することとしているが、現時点においては、「連携情報」のうち基礎年金番号を含むものとしては、「被保険者・被扶養者情報」を予定している。

1の(2)の③について

現時点においては、いずれの「連携情報」についても、住民票コードを含むことは予定していない。

1の(2)の④について

社会保険庁長官は、健康保険法(大正十四年法律第七十号)第五十一条の二の規定に基づき、全国健康保険協会に対し、被保険者の資格に関する事項等の情報の提供を行うこととなっているが、お尋ねの「生年月日」、「性別」、「氏名」及び「住所」の情報については、社会保険庁において指定情報処理機関から提供される本人確認情報を基にこれらをどのように処理し、全国健康保険協会に提供するかについては現時点では未定である。

1の(3)の①について

刷新システム及び健康保険業務システムにおいては、現在、制度毎に管理している被保険者の情報を統合すること等によりデータ体系の簡素化を図ることとしており、そのことによる異同は生じるものと考えているが、既に述べたとおり、刷新システム及び健康保険業務システムで保有する個人情報内容については、今後、検討することとしていることから、現在、社会保険庁が保有する個人情報との異同については、現時点で具体的にお答えすることはできない。

1の(3)の②について

お尋ねの「個人情報」が記録されたファイルがどのようなものを意味するのか必ずしも明らかではないが、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第二条第四項に規定する個人情報ファイル(以下「個人情報ファイル」という。)であつて、基礎年金番号を含むものの総数は三十二であり、主な個人情報ファイルの名称は、「基礎年金番号管理ファイル」、「年金受給権者ファイル」等である。

1の(3)の③について

お尋ねの「個人情報」が記録されたファイルがどのようなものを意味するのか必ずしも明らかではないが、住民票コードを含む個人情報ファイルの総数は一であり、当該個人情報ファイルの名称は、「住基情報ファイル」である。

2の(1)から(3)まで並びに(4)の①及び④について

社会保険庁においては、国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)第七条第一項第一号に規定する被保険者(以下「一号被保険者」という。)の資格を取得する者の氏名、生年月日、性別及び住所を確認するため、御指摘のとおり、住民基本台帳法等に基づき平成十五年四月から磁気媒体により毎月末日時点において翌々月に二十歳に達する者の本人確認情報について指定情報処理機関から提供を受けている。

2の(4)の②について

お尋ねの「提供を受けた本人確認情報の数」については、住民基本台帳法第三十条の十一第六項の規定に基づき、指定情報処理機関が「磁気

媒体による一括提供」により社会保険庁に提供していたものとして官報により公表しているとおりでである。

2の(4)の③について

社会保険庁が提供を受けている本人確認情報の範囲については、御指摘のとおりである。住民基本台帳法第三十条の五第三項又は第三十条の十一第三項に基づいて本人確認情報を保存するのは都道府県知事又は指定情報処理機関であることから、これらの者が使用する住民基本台帳ネットワークシステムのサーバにおいて御指摘のような「生年月日が一意に特定できない者」や「性別が不明の者」に係る本人確認情報を保存しているかについては、政府としては把握していない。

2の(4)の⑤について

お尋ねの福島県東白川郡矢祭町、東京都杉並区及び東京都国立市については、社会保険庁から依頼し、各市区町の判断により二十歳に達する者の氏名、生年月日、性別及び住所の情報が紙の一覧表により提供されている。

2の(5)について

社会保険庁が指定情報処理機関から提供を受けた本人確認情報は、「基礎年金番号管理ファイル」と突合を行っている。

2の(6)の①について

平成十四年四月からそれまで市町村が行っていた第一号被保険者の資格を取得した者を把握する事務は国が行うこととなったが、国は二十歳に達する者の情報を保有していなかったことから、指定情報処理機関からの本人確認情報の提供が開始されるまでの間である平成十五年三

月まで市町村から、二十歳に達する者の氏名、生年月日、性別及び住所の提供を受けていた。

2の(6)の②について

社会保険庁の協力依頼を受けて、住民が国民年金に漏れなく加入するという住民の福祉の増進を図るために市町村の判断により提供されたものであると認識しているが、すべての市町村から提供を受けていたものではない。

また、平成十四年四月から平成十五年三月までの間は、二十歳に達する者の情報を記載した一覧表等により提供を受けていたが、提供を受けた一覧表等は、個人情報保護の観点から使用後は速やかに廃棄していることから、提供件数については、現時点では確認できない。

2の(7)の①及び②について

社会保険庁が指定情報処理機関から提供を受けた本人確認情報のうち、氏名、生年月日、性別及び住所については、「基礎年金番号管理ファイル」に記録している。

3の(1)の①について

お尋ねの「突合」の具体的な方法については、平成十八年四月から九月までの間、社会保険庁が年金受給権者の住民票コードを特定するため、その保有する個人情報ファイルのうち「年金受給権者ファイル」に記録された年金受給権者に係る氏名、生年月日、性別及び住所の情報(以下「四情報」という。)を指定情報処理機関である地方自治情報センターに送付し、地方自治情報センターが、その保有する本人確認情報のうち、氏名、生年月日、性別及び住所の情報と突合を行い、その結果を社会保険庁に回答する方法により実施した。

3の(1)の②について

平成十八年三月末時点において社会保険庁が四情報保有していた年金受給権者数は、三百六十七万八千五百九十六人である。

3の(1)の③について

突合作業は終了しており、結果として二千五百七十五万四千三百三十二人の年金受給権者の住民票コードが特定された。

また、特定されなかった主な原因は、社会保険庁が保有する個人情報ファイルのうち「年金受給権者ファイル」に記録された住所と地方自治情報センターが保有する本人確認情報の住所の不一致である。

3の(2)の①について

突合作業の経費を他の経費と明確に区分することは困難であるが、区分が可能な物品費についてお答えすると、地方自治情報センターとの相互情報交換に当たって、その悪用や外部漏えい等を防止する観点から突合作業以降も使用する電子データを暗号化するための専用サーバ二台の購入費など六百二十五万三千一百一円である。

3の(2)の②について

年金受給権者のうち、日本国籍を有しない者の数については情報を有していないためお答えすることは困難であり、外国に居住している者の数、加給年金額等が加算されている者の数及び障害の程度を確認する必要がある者の数については、その集計作業が膨大なものとなることから、お答えすることは困難である。

また、お尋ねの突合に成功しなかったため、今後も現況届を提出する必要がある年金受給権

者の数は、突合作業終了時点において五百九十二万四千四百六十四人である。

3の(3)の①から③までについて

3の(1)の①について述べた突合により住民票コードが特定された年金受給権者については、基礎年金番号と住民票コードが記録された個人情報ファイルである「住基情報ファイル」に住民票コード及び転入・転出等の変更情報(以下「変更情報」という。)が記録される。

3の(4)の①について

3の(1)の①について述べた突合により住民票コードが特定されなかった年金受給権者については、国民年金法施行規則(昭和三十五年厚生省令第十二号)第十八条第二項等の規定により住民票コードの報告を求めている。

3の(4)の②について

年金受給権者から住民票コードの報告があった場合には、個人情報ファイルである「住基情報ファイル」に住民票コード及び変更情報が記録されるが、個人情報ファイルである「年金受給権者ファイル」の変更は行っていない。

3の(5)について

社会保険庁が住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定に基づき地方自治情報センターから提供を受けた本人確認情報については、同法別表第一の七十三の項から七十五の項まで及び七十七の項に規定する事務の遂行に必要な範囲内で利用され、又は提供されることとなっていることから、お尋ねの「コンセンサス」には反しない。

3の(6)の①について

年金受給権者約三千二百万人のうち、介護保

険の特別徴収対象者数は約二千万人であり、その他の年金受給権者が介護保険の特別徴収の対象とならないため、介護保険の特別徴収対象者のみでは十分ではないことから、年金受給権者すべてを対象として3の(1)の①について述べた突合により住民票コードが特定できた者の現況届を廃止したものである。

3の(6)の②について

住民基本台帳ネットワークシステムについては、住民基本台帳法において本人確認情報の提供を行う行政機関や利用事務について、具体的に規定されているほか、本人確認情報の利用及び提供の制限、関係職員等に対する安全確保措置及び秘密保持の義務が規定され、関係職員等が秘密を漏らした場合には、罰則規定が適用されるなど、適切にプライバシーの保護が図られていると考えている。

3の(6)の③について

市町村における介護保険の特別徴収に係る事務を円滑に実施する観点から、介護保険法平成九年法律第百二十三号(第百三十八条第一項の規定により、特別徴収対象被保険者が資格を喪失した場合には、特別徴収の中止依頼の特別徴収対象者異動情報を受領している。

4の(1)の①について

御指摘の端末については、平成十九年一月末日現在、全国で一万四千九百六十台設置されている。また、これらの設置箇所は、厚生年金保険及び国民年金等の適用、保険料の徴収、給付並びに年金相談等に使用するコンピュータシステムである社会保険オンラインシステムのネットワークを利用する社会保険庁本庁、社会保険

庁社会保険業務センター、地方社会保険事務局、社会保険事務所、地方社会保険事務局社会保険事務室を含む)、年金相談センター及び年金電話相談センター(以下「社会保険事務所等」という。)並びに市町村である。

4の(1)の②について

御指摘の端末については、平成十九年一月末日現在、全国で九千四百三十一台設置されている。また、これらの設置箇所は、社会保険事務所等である。

4の(2)の①及び②について

最適化計画においては、基礎年金番号又は住民票コードを含む個人情報を閲覧できる社会保険業務用専用端末について、平成十九年度末までに汎用品に更改し、端末の一人一台化を実現することとしているところであるが、具体的な設置計画は、今後検討することとしていることから、現時点において設置予定台数についてお答えすることはできないが、これらの設置予定箇所は、社会保険事務所等である。また、全国健康保険協会に係る健康保険業務システムの端末については、全国健康保険協会の主たる事務所及び従たる事務所に設置されることを想定している。

5の(1)の①について

御指摘の「被保険者ID」については、刷新システム内部で使用するために自動的に付けられる番号を予定しており、基礎年金番号とは異なる番号を想定している。具体的な番号の内容については、現在刷新システムの基本設計を行っているところであり、現時点でお答えすることは困難である。

官 報 (号 外)

5の(1)の②について

御指摘の「住民基本台帳番号」は、住民票コードのことである。

また、御指摘の「社会保障番号」及び「納税者番号」については、具体的に何を指すのかが明らかではないが、現時点において将来の制度改変として具体的に想定しているものではなく、御指摘の被保険者保有番号についても、基礎年金番号、住民票コード及び外国人登録法(昭和二十七年法律第二百二十五号)第四条第一項第一号に規定する登録番号以外に保有することを想定しているものではない。

5の(2)の①について

最適化計画中の健康保険業務システムにおける情報間の関係については、被保険者情報に給付情報、納付情報及び健診情報が結び付けられており、被保険者情報は、事業所情報に結び付けられている。また、被保険者情報の主キーについては、御指摘のとおりである。

5の(2)の②について

都道府県番号は事業所が所在する都道府県ごとに付される番号を、被保険者証記号は事業所ごとに付される記号を、被保険者証番号は事業所ごとに被保険者の資格の取得の届出の順番に付される番号を、それぞれ示している。

5の(3)について

最適化計画において民間事業者への外部委託を進めることとしている業務のうち、御指摘の端末を現に使用させ、又は使用させることを想定しているものは、健康保険、厚生年金保険及び国民年金の適用、徴収及び給付に係る届書の入力業務、通知書等の作成・交付業務、厚生年

金保険等未適用事業所に対する適用促進事業、年金電話相談業務並びに国民年金保険料の収納事業である。なお、現在、外部委託先の民間事業者者に社会保障業務用専用端末を使用させている場合については、契約において個人情報の保護の観点から守秘義務規定を設け、端末の操作を委託対象届書等の入力等に限定するなど、個人情報保護のための措置を講じているところであり、今後外部委託を行うに当たっても、同様の措置を講じることを考えている。

平成十九年二月八日提出
質問 第五二号

住民基本台帳ネットワークシステムと法務省「最適化計画」等に関する質問主意書

提出者 河村たかし

住民基本台帳ネットワークシステムと法務省「最適化計画」等に関する質問主意書

現在、国の各府庁は、「最適化計画」などと称する業務やデータベースシステムの抜本的な変革を行う計画を進行させている。また、外国人入国者については、その個人情報等を、省庁を越えて「一元管理」する計画が進行中であるとも言われている。このような「一元管理」のシステムや手法が、将来、国民に対しても、住民基本台帳ネットワークシステムを活用する形で実現する危険性も想定できる。

昨年六月一五日の質問に対する同月二二日の答弁段階では、「今後検討することとしており、お答えする段階にはない」とのことであった。そこで、以下の点について、再度質問する。

1 (回答が可能となる時期について)

昨年六月一五日提出の質問第三五八号に対して、3(3)から(6)などにつき、「今後検討することとしており、お答えする段階にはない」と答弁しているが、今後答弁が可能となる時期を明示されたい。

2 (出入国管理業務における情報管理について)

平成一八年三月三十一日付、法務省情報化統括責任者が決定した「出入国管理業務の業務・システム最適化計画」等について、以下の点を明らかにされたい。

(1)① ア 同計画の「将来体系成果物」データ体系 実体関連図(出入国管理業務)

タ体系 実体関連図(出入国管理業務)などの中では、「バイオメトリクス情報」として、「指紋」「静脈」「顔」情報が含まれる計画となっているのか、明らかにされたい。

イ 違っている場合は、訂正された

ウ 同計画は、「指紋」「静脈」「顔」情報を、データベース化する予定であるのか、明らかにされたい。

② 同計画の中で、「統合BI情報」とあるが、これはどのような情報であるのか、明らかにされたい。

③ 同計画の中で、「EDカードマスク(ED(RE)番号」とあるが、これはどのようなもの(番号)であるのか、明らかにされたい。

④ 同計画の「(将来体系成果物)適用処理体系 情報システム関連図(出入国管理業務)」などの中では、「Sea-ANAC

CS(財務省)、港湾EDI(国土交通省)の情報、「乗員上陸許可支援システム」の情報、「事前旅客情報システム(APIIS)」の情報、「出入国審査システム」「IC旅券認証システム」「生体情報システム」「自動化ゲートシステム」の情報、「査証発給システム/旅券発給システム(外務省)」の情報、「在留審査システム」の情報、「難民認定管理システム」の情報、「外国人登録情報処理システム」の情報などが、「統合データ管理システム」に提供され、さらに、「インテリジェンスシステム」に提供されるように図示されているが、

ア どの機関が管理する、どのようなシステムの、いかなる情報を、「統合データ管理システム」や「インテリジェンスシステム」に提供する計画なのか、

イ これら提供する情報の中に、成田国際空港や関西国際空港に設置されている顔認証システム付カメラで得た識別情報等も含まれるのか、

ウ それら提供情報を、どのように「出入国管理業務を適正に遂行する」目的で利用・活用する計画であるのか、

エ また、その目的のために、どのように「二元的に管理」する計画であるのか、それぞれ明らかにされたい。

⑤ 同計画などの中で、「位置情報システム」が位置づけられているが、このシステムの概要を説明されたい。

⑥ 同計画において、他の官署（警察庁など）との連携、協同が検討されているかどうかについて、明らかにされたい。

もし検討されている場合は、その概要を明らかにされたい。

(2) ① 特定の「入国外国人」を検索、名寄せする場合の「検索キー」としては、どのようなものを検討しているのか、明らかにされたい。

② 「指紋」「静脈」「顔貌」「掌紋」「光彩情報」等で検索することも検討されているのか、否か、について、明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一六六第五二号

平成十九年二月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員河村たかし君提出住民基本台帳ネットワークシステムと法務省「最適化計画」等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員河村たかし君提出住民基本台帳ネットワークシステムと法務省「最適化計画」等に関する質問に対する答弁書

1について

規制改革・民間開放推進三か年計画（再改定）（平成十八年三月三十一日閣議決定）において、

平成十九年二月二十二日 衆議院会議録第八号

議長長の報告

「関係各府省は相互に連携・協力し、データベースの構築を含め、外国人の在留状況に係る情報を相互照会・提供する仕組みを整備すること」とされており、その内容について検討し結論を得た上で、外国人の入国・在留に関する個人情報の一元的な管理に関するシステムの詳細について具体的に検討することとしている。

2の(1)の①のA及びBについて

御指摘の「将来体系成果物」データ体系 実体関連図（出入国管理業務）等で記載しているバイオメトリクス情報については、出入国管理業務の業務・システム最適化計画（平成十八年三月三十一日法務省情報統括責任者決定。以下「最適化計画」という。）を策定した時点において本人確認等のために将来利用することが想定されたものとして、指紋、静脈及び顔を列挙したものである。

なお、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成十八年法律第四十三号）による改正後の出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「改正入管法」という。）第六条第三項等の規定において上陸審査時に外国人の個人識別情報の提供を義務付ける制度が新たに設けられたが、当該個人識別情報としては、指紋及び顔を利用することを予定している。

2の(1)の①のウについて

改正入管法第六条第三項等の規定に基づき提供を受けた個人識別情報については、その適正な管理を図るため、適切な情報セキュリティ対策を施した上でデータベース化することを予定

している。

2の(1)の②について

出入国管理及び難民認定法に定める上陸拒否事由に該当する者及び指名手配されている被疑者等の氏名等を電子的に記録したものである。

2の(1)の③について

お尋ねの「ED（RE）番号」は、出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）に定める外国人入国記録、再入国入国記録、外国人出国記録及び再入国出国記録に付された出入国記録番号であり、「EDカードマスタ」は、これらの記録に基づきコンピュータで処理して作成された電子ファイルである。

2の(1)の④のAからEまでについて

御指摘の「統合データ管理システム」及び「インターネットリジェンスシステム」については、最適化計画の本文で概要を記載しているが、その詳細については、今後検討することとしており、お答えする段階にはない。

2の(1)の⑤について

お尋ねのシステムは、不法滞在外国人の居住地、その勤務先等の所在地等を電子地図上に表示し、入国管理局の職員が行う違反調査及び実態調査の強化及び効率化を図ることを目的としたものである。

2の(1)の⑥について

改正入管法第六条第三項等の規定に基づき提供を受けた個人識別情報の管理に係るシステムの構築に当たっては、テロリストのような我が国への上陸を拒否すべき者等に係る情報の利用に関して、警察庁等との連携を図ることを検討

している。

2の(2)の①及び②について

最適化計画に基づき今後構築することとしているシステムにおけるお尋ねの検索の方法の詳細については、今後検討することとしており、お答えする段階にはない。

平成十九年二月八日提出
質問 第五三三号

住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する質問主意書

提出者 河村たかし

住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する質問主意書

いわゆる「住基ネット差止訴訟」において、住民の請求を棄却した判決の中でも、「情報技術社会の発展過程においては、何らかのリスクが発生すること自体はやむを得ないものというべきところ、そのリスクを踏まえたうえで、健全な発展を実現していくためには、リスクを最小限に抑ええるための合理的な措置を講じることが極めて重要である。そして、前記認定判断のとおり、住基ネットの運用に際しては、外部からの侵入や運用関係者による情報漏洩の危険、名寄せの危険等といったプライバシー侵害の危険性が皆無とまではいふことができない以上、今後も、厳重な漏洩等防止措置を講ずることが期待されるところである。」などと、「セキュリティ」の向上に関して、行政に対する注文を付けているものもみられる。もとより、住基ネットの「セキュリティ」は万全を期すべきところである。

そこで、以下の点について質問する。

1 (平成一五年実施の一〇八市町村のシステム運営監査について)

総務省は、平成一五年八月二十五日の住基ネット二次稼働に際して、一〇八の市町村を選定し、システム運営監査を行い、チェックリスト(住民基本台帳ネットワークシステム及びそれに接続している既存住基システムに関する調査票による点検状況)の記載内容の検証を実施した旨述べている。

(1) この検証結果をまとめた報告書等の名称、作成者、作成年月日を明らかにされたい。

(2) 同検証結果において、指摘された問題点を明らかにされたい。

(3) 同検証結果は、いつ、どこに報告されて審議されたのかを、明らかにされたい。

2 (住基ネットとインターネットとの物理的接続について)

平成一五年一月二十六日開催の第九回住基ネット調査委員会において、総務省の井上市町村課長が、

「今回、長野県の波田町、インターネットからの侵入は失敗しておりますが、全地方公共団体がどういうレベルであるかという議論はあり得ると思っております。これは、前回の調査委員会でも私どもは方針を示させていただいていますが、それを受けて、現在、具体的な作業を進めております。三二〇〇の市町村がありますが、とりあえずインターネットと基幹系のシステムが物理的につながっている団体を対象といたしまして、自前でやるというところは対象外としていますが、遠隔

でセキュリティ診断をやって欲しいというところが六百数十団体現在ございます。」と述べている。

(1) この当時、インターネットと住基ネットが物理的に接続していた市区町村はいくつ存したのか、明らかにされたい。

(2) 現在、インターネットと住基ネットが物理的に接続している市区町村はいくつ存するのか、政府は把握しているのか。

把握している場合は、その最新時点の数を明らかにされたい。

3 (住基ネットサーバの監視状況について)

住基ネットシステムの、市区町村のCS(コミュニケーションサーバ)、都道府県のサーバ、指定情報処理機関のセンターサーバは、それぞれ誰が、どのように監視しているのかを明らかにされたい。

4 (住基ネットの脆弱性対策・ウイルス対策について)

(1) 住基ネットの「セキュリティパッチ」「ウイルス対策」などのソフトは、指定情報処理機関が動作確認を行ってから地方自治体等に配布するという理解でよいのか。

(2) 平成一四年度から平成一七年度における、「セキュリティパッチ」「ウイルス対策」ソフトを、指定情報処理機関が地方自治体等に配布するまでの期間はどれ位であったか、それぞれの年度の最短期間と最長期間、および平均期間を明らかにされたい。

(3) 指定情報処理機関が地方自治体等に配布した「セキュリティパッチ」「ウイルス対策」ソフトを、地方自治体等がCSやCS端末などにインストールしたかどうかについて

の報告や確認等は、誰が、どのように行っているのか。

5 (斜里町のパスワード問題について)

(1) 平成一八年三月にウィー関連ウイルスにより、北海道斜里町の住基ネット関連情報流出したことが明らかとなったが、総務省等はこの事件について、調査を行ったか、報告を受けたかについて。

(2) この流出情報の中に「住基ネットに関連するパスワード」が含まれていたことが明らかとなっているが、このパスワードとは住基ネットCS端末操作者用のもので、「shirako」であったということではないか。

違っているなら、訂正されたい。

(3) (2)のパスワードの有効期間は、いつからいつまでであったか。

右質問する。

内閣衆質一六六第五三号

平成十九年二月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員河村たかし君提出住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員河村たかし君提出住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する質問に対する答弁書

1の(1)について

システム運営監査は、住民基本台帳ネット

ワークシステム(以下「住基ネット」という。)における市区町村のシステムのセキュリティ確保に資するよう、市区町村からの申出を受けて、指定情報処理機関が民間の監査法人等に委託して実施しているものである。その結果は、各監査法人等が取りまとめているものと承知しているが、総務省として個別の報告書の名称等については把握していない。

1の(2)について

システム運営監査の結果は監査を受けた団体に報告されるものであり、把握していない。

1の(3)について

システム運営監査の結果は、監査を受けた団体に報告され、指摘事項等がある場合は、当該団体において、改善策が講じられるべきものと考えている。

2の(1)について

平成十五年八月八日に公表した「住民基本台帳ネットワークシステム及びそれに接続している既設ネットワークに関する調査表」の集計結果によると、住基ネットと接続する基幹系のシステムとインターネットが物理的に接続していた市区町村は、千五百五十団体であった。

2の(2)について

平成十八年十二月二十二日に公表した「住民基本台帳ネットワークシステム及びそれに接続している既設ネットワークに関する調査表」の集計結果によると、住基ネットと接続する基幹系のシステムとインターネットが物理的に接続していた市区町村は、七百十五団体であった。

3について

住基ネットにおける、市区町村のコミュニ

ケーシオンサーバ、都道府県のサーバ、指定情報処理機関のサーバについては、市区町村のコミュニティケーシオンサーバの住基ネット側に設置されているファイアウォール、都道府県のサーバの住基ネット側に設置されているファイアウォール、指定情報処理機関のサーバの住基ネット側に設置されているファイアウォールにより、指定情報処理機関が二十四時間体制で人員を配置し、住基ネット側への不正な通信がないか、あるいは、住基ネット側からの不正な通信がないかを監視するなどの措置を講じている。

4の(1)について

セキュリティパッチについては、指定情報処理機関において動作確認を行った上で、所定の手順により適用するよう各団体に通知しており、指定情報処理機関からの配付は行っていない。ウイルス対策については、ウイルス駆除等に関するアプリケーション及び不正プログラム定義ファイルを指定情報処理機関から各団体に配付している。

4の(2)について

本人確認情報の保護に支障を及ぼすおそれがあることから、政府としてお答えすることは差し控えたい。

4の(3)について

セキュリティパッチの適用については、指定情報処理機関からの通知に基づき各団体において適切に実施されているものと承知しており、改めて指定情報処理機関が確認することは行っていない。

指定情報処理機関が配付したウイルス駆除等

に関するアプリケーション及び不正プログラム定義ファイルの適用については、各団体のサーバにおける当該ファイルの適用状況を指定情報処理機関が確認している。

5の(1)について

総務省から住基ネットに関連する情報の流出の可能性があると連絡を受けた北海道及び指定情報処理機関が、それぞれ職員を北海道斜里町に派遣し、事案の詳細把握、流出情報の確認等を行っており、総務省は、その結果について、北海道及び指定情報処理機関から報告を受けている。

5の(2)について

お尋ねのとおりである。

5の(3)について

お尋ねのパスワードの有効期間は、平成十四年七月十九日から平成十七年三月三十一日までであったと承知している。

平成十九年二月八日提出
質問 第五 四 号

住民基本台帳ネットワークシステムの「費用対効果」に関する質問主意書

提出者 河村たかし

住民基本台帳ネットワークシステムの「費用対効果」に関する質問主意書

現在、厳しい財政状況下において、行政の「無駄遣い」に対する国民の批判には厳しいものが存する。政府が進める「電子政府・電子自治体」に関する制度が、たとえば、先日、パスポートの電子申請制度が一通あたり一六〇〇万円にも及ぶとの調査

結果が出て、同制度の廃止が決まったところである。

政府が、「電子政府・電子自治体の基盤」であるとする「住民基本台帳ネットワーク（以下「住基ネット」という）に関して、膨大な税金が投入されているところ、その「費用対効果」に関しては、十分な情報に基づいて検証された形跡が存しない。

よって、以下の点につき質問する。

1（経費について）

（一）住基ネットの導入時において、総務省自治行政局市町村課は、平成十四年一〇月三十一日付「住民基本台帳ネットワークシステムの構築に要する経費概要」を発表し、平成一一年度から平成一五年度までの住基ネット構築に要した導入経費（基本設計費、プロジェクト開発管理費、工事費、ソフトウェア開発費、システムテスト費、データ移行作業費、通信回線初期費用、既存住基システム改修費及び住民票コード通知費）の累計額が約三九〇億九三〇〇万円、年間の経常費用（ハードウェアリース料、通信回線使用料、保守料、賃貸料及び運営事務費）が約一九〇億三六〇〇万円と説明してきたが、その細目内訳について、再度明らかにされたい。

（二）平成一四年八月の住基ネット稼働以来、平成一七年度までの、年間経常費用の細目内訳について、左の区別に従って明らかにされたい。

① 地方自治情報センターの平成一四年度から平成一七年度までの決算額とその内

訳の細目

② 地方自治体において調達した、CS（コミュニティケーシオンサーバ）、CS端末、市町村設置ファイアウォール各一台あたりのおおよその単価（リースの場合は、年間リース代）

③ 住基ネット専用線の年間の使用料

④ セキュリティ対策費用

（三）① 右の内、地方自治体の負担額はどれくらいであったのか。

② 地方自治体が、住基ネットのための経費として、地方自治情報センターに支払った金額は、それぞれどれ位か。

2（更新費用について）

（一）住基ネット関連設備（CSやCS端末、指定情報処理機関のセンターサーバ、IDS（侵入検知装置）、ファイアウォールなど）は、何年程度で更新時期が来ると想定しているのか。

（二）更新に要する費用は、どの程度要すると想定しているのか、その総額と内訳の概要を明らかにされたい。

3（効果について）

（一）政府は、平成一〇年三月付で、資料「住民基本台帳ネットワークシステムのベネフィット（試算）」を国会に提出し、行政側で合計約二四〇億円、住民側で合計約二七〇億円の削減効果があると説明したが、その後、実際の「住基カード所有者数」や「住民票写しの広域交付数などに基づいて、実際の効果の検証を行っているかどうかを、明らかにされたい。

(2) 行っている場合は、その検証結果の概要を明らかにされたい。 (3) 平成一四年度から平成一七年度まで、年度毎の、①全国の住民票写しの総交付数、②その内の広域交付数、③全国の転出届の総数、④その内の付記転出届数を明らかにされたい。 4(住基ネットの利活用について) (1) 「住基ネット(住基カード)の利活用」がはかられているが、平成一八年九月八日開催の第一三回住民基本台帳ネットワークシステムの調査委員会に提出された「資料6」などで摘示された以外に、利活用例があれば、明らかにされたい。 (2) 前項の利活用例における具体的な利用数について明らかにされたい。 (3) (1)項の利活用例に投じられた費用の額を、それぞれ明らかにされたい。 (4) 前項の費用の負担はどが行っているのか、明らかにされたい。 なお、補助金等が出ている場合は、どこから、いくらの補助金が出ているのかについても明らかにされたい。 右質問する。	〔別紙〕 衆議院議員河村たかし君提出住民基本台帳ネットワークシステムの「費用対効果」に関する質問に対する答弁書 1の(1)について 平成十一年度から平成十五年度までの間ににおける住民基本台帳ネットワークシステムの構築に要した導入経費の内訳は、基本設計費約千七百万円、プロジェクト開発管理費約三億三千四百万円、工事費約四億九千九百九十九万円、ソフトウェア開発費約三億三千三百三十三万円、システムテスト費約七億七千六百六十六万円、データ移行作業費約六億二千二百六十六万円、通信回線初期費用約六億四千三百三十三万円、既存住基システム改修費約百一億八千万円及び住民票コード通知費約五十億七千万円である。 年間の経常費用の内訳は、ハードウェアリース料約七十九億三千四百四十四万円、通信回線使用料約三十二億三千二百二十二万円、保守料約四十六億二百万円、賃貸料約二億二千八百八十八万円及び運営事務費約三十三億二千二百二十二万円の合計から手数料収入約二億八千二百二十二万円を除いたものである。 1の(2)の①について 平成十四年度における指定情報処理機関の決算においては、ハードウェアリース料約九億二千二百万円、通信回線使用料約八千九百九十九万円、保守料約六億三千八百八十八万円、賃貸料約二億二千八百八十八万円及び運営事務費約九億二千六百六十六万円である。 平成十五年における指定情報処理機関の決算においては、ハードウェアリース料約九億八千三百三十三万円、通信回線使用料約八千九百九十九万円、保守料約八億五千二百二十二万円、賃貸料約二億三千三百三十三万円及び運営事務費約十二億二千七百七十七万円である。	保守料約八億五千二百二十二万円、賃貸料約二億三千三百三十三万円及び運営事務費約十一億九百九十九万円である。 平成十六年度における指定情報処理機関の決算においては、ハードウェアリース料約九億九千九百九十九万円、通信回線使用料約九千九百九十九万円、保守料約十五億六千六百六十六万円、賃貸料約二億三千三百三十三万円及び運営事務費約十一億四千四百四十四万円である。 平成十七年度における指定情報処理機関の決算においては、ハードウェアリース料約九億七千八百八十八万円、通信回線使用料約九千九百九十九万円、保守料約十三億七百万円、賃貸料約二億三千三百三十三万円及び運営事務費約十二億二千七百七十七万円である。 1の(2)の②について 地方公共団体において各自で調達しているため、単価については承知していない。 1の(2)の③について 平成十四年度から平成十七年度までの間ににおける回線使用料については、把握していないのでお答えすることは困難であるが、地方財政計画では、平成十四年度においては約三十三億二千七百七十七万円を、平成十五年度においては約三十二億三千二百二十二万円を、平成十六年度においては約三十億七千四百四十四万円を、平成十七年度においては約二十五億八千万円をそれぞれ計上しているところである。 1の(2)の④について お尋ねの「セキュリティ対策費用」が具体的に何を指すのか明らかではないため、お答えすることは困難である。	1の(3)の①について お尋ねの「右の内」が何を意味するのか必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。 1の(3)の②について 平成十四年度から平成十七年度までの間にいて、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号。以下「法」という。)第三十条の二十に基づき都道府県から指定情報処理機関に対して支払われた交付金は、平成十四年度約三十八億八百万円、平成十五年度約四十六億三千三百三十三万円、平成十六年度約三十六億四千五百五十五万円、平成十七年度約三十五億八千二百二十二万円である。 2の(1)について コミュニケーションサーバ、コミュニケーションサーバ端末、指定情報処理機関に設置されたサーバ及び侵入検知装置についてはおおむね五年ごとに、ファイアウォールについてはおおむね七年ごとに、それぞれ更新されるものと承知している。 2の(2)について 指定情報処理機関における機器の更新に要する費用については約四億七千九百万円を平成十八年度及び平成十九年度地方財政計画に、都道府県及び市町村における機器の更新に要する費用については約五十一億六千六百万円を平成十九年度地方財政計画に、それぞれ計上しているところである。 3の(1)及び(2)について お尋ねのような検証は、政府としては行っていない。	衆議院議員河村たかし君提出住民基本台帳ネットワークシステムの「費用対効果」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。 内閣衆質一六六第五四号 平成十九年二月二十日 内閣総理大臣 安倍 晋三 衆議院議長 河野 洋平殿
--	---	---	--	--

3の(3)について

平成十四年度においては、住民票の写し及び住民票記載事項証明書(以下「住民票の写し等」という。)の交付件数は八千四百四十九万九千九百二十一件であり、転出届の件数は四百三十一万三千七百七十七件である。同年度において、広域交付住民票(法第十二条の二の規定により交付される住民票の写しをいう。以下同じ。)及び付記転出届については、根拠となる法令が施行されていなかったところである。

平成十五年度においては、住民票の写し等の交付件数は八千三百三十一万二千四十三件であり、転出届の件数は四百二十五万九千三百八十九件である。同年度における広域交付住民票及び付記転出届の件数については、調査を行っていないため、承知していない。

平成十六年度においては、住民票の写し等の交付件数は七千八百八十五万二千六百六十五件であり、そのうち広域交付住民票の交付件数は八万六千三百三十件である。同年度においては、転出届の件数は四百六十六万五千六百四十四件であり、そのうち付記転出届の件数は五千二百三十三件である。

平成十七年度においては、住民票の写し等の交付件数は七千五百二十九万九千九百二十一件であり、そのうち広域交付住民票の交付件数は八万九百七十八件である。同年度においては、転出届の件数は四百二十二万七千六百九十八件であり、そのうち付記転出届の件数は千七百二十九件である。

お尋ねの「平成一八年九月八日開催の第一三

平成十九年二月二十二日 衆議院会議録第八号

回住民基本台帳ネットワークシステム調査委員会に提出された「資料6」などが具体的に何を指すのか明らかではないため、お答えすることは困難である。

平成十九年二月九日提出
質問 第五 五号

大相撲の八百長疑惑に関する質問主意書

提出者 江田 憲司

大相撲の八百長疑惑に関する質問主意書
一部で大相撲の八百長疑惑が報道され、問題が訴訟の場に持ち込まれる事態になったことに鑑み、以下質問する。

一 「国技」とは何か。政府として「国技」と認定する基準、考え方等はあるか。

二 大相撲は「国技」か。その理由如何。他に「国技」とされる競技スポーツはあるか。

三 競技スポーツのうち、その優勝者(チーム)に、天皇賜杯または天皇杯が授与されている種目は何か。また、その授与する基準は何か。

四 競技スポーツのうち、その優勝者(チーム)に、内閣総理大臣杯または内閣総理大臣賞が授与されている種目は何か。また、その授与する基準は何か。天皇賜杯または天皇杯が授与される場合との基準の差異如何。

五 八百長疑惑報道以降の一連の事態の推移について、(財)日本相撲協会から、これまで所管官庁たる文部科学省に、どのような報告が行われているのか。疑惑については事実無根という報告が行われているのか。

六 文部科学省として、このような疑惑が持たれたことに関し、(財)日本相撲協会に対し、どのような指導、助言をしてきたのか。

七 大相撲が国技であり、幕内優勝者には、天皇賜杯、内閣総理大臣杯が授与されることに鑑みれば、司法(訴訟)の場だけではなく、行政の立場からも、政府は、自ら真相究明に動き、その結果について国民に説明責任を果たすべきではないか。

右質問する。

内閣衆質一六六第五五号

平成十九年二月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員江田憲司君提出大相撲の八百長疑惑に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員江田憲司君提出大相撲の八百長疑惑に関する質問に対する答弁書

一 及び二について
相撲が国技と称されていることは承知しているが、国技の認定の基準、考え方等を政府として定めたものではなく、大相撲が国技であるか否か、また、他に国技とされる競技スポーツがあるか否かをお答えすることは困難である。

三及び四について
競技スポーツに係る天皇盃は、宮内庁への願い出に基づき、競技スポーツの大会が全国規模のものか、種目が国民に広く普及しているか等の観点から適当と認められるものについて下賜

されることとされており、これまで柔道、野球、サッカー等の種目の大会について下賜されている。また、天皇賜杯は、財団法人日本相撲協会(以下「協会」という。)の前身である団体が、大正十四年に下賜された賜金で制作したものであり、今日でも協会が主催する相撲の大会において優勝した力士に授与されているものと協会から聞いている。

他方、競技スポーツに係る内閣総理大臣の賞状は、内閣総理大臣への申請に基づき、スポーツの振興に極めて顕著な功績又は功労のあったと認められる者について交付されることとされており、これまで相撲のほか、柔道、野球、サッカー等の種目の大会について交付されている。スポーツ競技の大会の主催者から内閣総理大臣杯の名称の使用について、内閣総理大臣に申請があった場合についても、内閣総理大臣の賞状の場合と同様の基準により、その可否が決定されている。

五から七までについて

文部科学省においては、御指摘の報道について、平成十九年二月六日に協会より聴取したところ、協会において関係者に対する事情聴取を行ったが、報道内容が事実ではないことを確認した旨の報告を受けた。文部科学省としては、御指摘の報道について、協会に対し、公益法人として適正な業務運営を行うよう指導したところであるが、大相撲の運営は協会が主体的に行うべきものであることから、関係者に対して直接調査を行うことは考えていない。

議長の報告

平成十九年二月九日提出
質問 第五六号

在瀋陽日本国総領事の満州国認識等に関する
質問主意書

提出者 鈴木 宗男

在瀋陽日本国総領事の満州国認識等に関する
質問主意書

一 外務省公式ホームページに、「総領事館はつとライン 第四十回 瀋陽 中国随一の日本語学習熱で交流が急激に拡大」と題し、阿部孝哉在瀋陽日本国総領事(以下、「阿部総領事」という。)による

「日本に対する高い関心

在瀋陽日本国総領事館は、東北三省(遼寧省、吉林省及び黒竜江省)を管轄しています。が、当館の所在する瀋陽市が満州事変の勃発した奉天の現在の名称であるといえ、皆様にも見当が付くのではないかと思います。

東北三省の面積は日本の二倍強、人口は日本とほぼ同じ規模であり、遼寧省の省都である瀋陽市は北京、大連、長春、ハルビンなどの諸都市を結ぶ鉄道と高速道路網の中心にあるほか、朝鮮半島とロシア、モンゴルを結ぶ鉄道の中間地点に位置する交通の要衝です。

東北三省は、旧満州国時代から中国における重化学工業基地として中国経済を支えてきました。『東北振興政策』の下での近年の経済成長は目覚ましく、わが国との交流が急激に拡大しつつあります。

日本人にとって日露戦争の戦場となった旅順や奉天はかなり知られた存在ですが、長春、ハルビンといった内陸部はかつて旧満州

と縁のあった人を除いては一般の日本人にはなじみが薄いようです。当館ではホームページを通じて東北三省の様々な情報発信に努めておりますので、ぜひご利用下さい。

一方、東北地方の人々の日本に対する関心は極めて高く、日本語学習熱は中国随一であり、在日中国人留学生の約六割が東北三省出身者で占められています。近年の経済水準の向上に伴う海外旅行ブームにより日本への観光客も増えつつあり、現在の週三便の瀋陽成田間フライトも遠からず毎日の運航になるものと期待しています。

満州族の清朝発祥の地である瀋陽には瀋陽故宮などの世界文化遺産があり、二〇〇六年の瀋陽世界園芸博覧会(花博)には内外から千二百万人もの入場がありました。日中国交正常化三十五周年に当たる〇七年は日中文化・スポーツ交流年に指定されており、東北地方を訪問する日本人もますます増えるものと予想されます。満州事変に始まる旧満州国統治という歴史的背景から当地に反日感情の土壌があるのは事実ですが、親日的な情緒も混在しており、我々が留邦人が日常生活で不愉快な目に遭うことはほとんどありません。

中国人女性との結婚トラブル
さて、当地は日本と歴史的にかかわりがある土地柄のせいか、中国人女性と結婚する日本人男性が多く、結婚をめぐるトラブルが少なくありません。

中国人女性と付き合っていた某日本人男性は、『女性のために高価な衣類や時計などをプレゼントしてきたが、いざ結婚の段になって相手と連絡が取れなくなった。相手の実家

の電話番号は分かっているが、自分は中国語ができないので何とか連絡をとってほしい』と言って当館の窓口に来られました。この時は当館から相手方に連絡をとり、当事者間をよく話し合ってもらおうようお願いしました。

このように、1) 付き合っている中国人女性に高価なプレゼントをし、いざ結婚となった時に連絡が取れなくなる。2) 結婚話がこじれ、当地滞在中に相手の女性に所持金や旅券を持ち逃げされてしまう。3) 結婚後、相手の女性が日本入国査証(ビザ)を取得した後に行方をくらましてしまう。4) 父親が中国人女性と結婚後に死亡し、遺族と中国人女性との間で相続トラブルが発生する——など、中国人女性との結婚をめぐる様々なトラブルについて相談を受けます。

このような相談を受けた場合には、通訳や弁護士を紹介したり公安局(警察)への届け出について案内したりしていますが、個人間のトラブルについては総領事館としてできることに限界もあります。国際結婚であることをよく認識し、相手方と日頃から十分意思の疎通を図っていただく必要があります。

中国式宴会での乾杯にご注意
中国の中でも特に東北地方では、『白酒(バィヂュウ)』というアルコール度が三十度から五十度以上のコーリヤンなどを原料とした蒸留酒を愛飲しますが、この飲み過ぎに関連する邦人の死亡事件もあります。中国式宴会では、この『白酒』を小さなグラスで何度も『乾杯(文字通り飲み干す)』しますが、つい飲み過ぎて酔っぱらってしまします。その酔いが原因と思われる高所からの転落事故や嘔吐物をのどに詰まらせての死亡事故が起きていま

す。特に、出張者の方は、接待で宴会に招かれたり招いたりした場合、つい中国の文化に合わせて無理にお酒を飲んでしまいがちですが、体調と相談し無理のない飲み方をする必要があります。

高齢者の旅行はゆったりとした日程で
かつて旧満州に住んでいた方が昔を懐かしんで旅行に来られますが、六十歳以上の高齢者が多く、旅行中に体調を崩されて当館に相談に来られることがあります。特に高齢者の方には、ゆったりとした日程で旅行を楽しんでいただけだと思います。また、当地での医療は高価であるため、海外旅行傷害保険への加入をお勧めします。

ワンポイント・アドバイス

貴重品を持ち歩かないこと。やむを得ず持ち歩く際には、分散させること。当地との歴史的経緯を踏まえ、日本人であるということが必要以上に誇示しないこと。単独行動はなるべく避けること。また、夜間や裏通りの通行には用心すること。」

との論考(以下、「論考」という。)を掲載しているが、「論考」はどのような経緯と手続きを経て掲載されたか。

二 「論考」の内容は外務省の公式の立場を表明したもののか。

三 「論考」を決裁した外務省の責任者の官職氏名を明らかにされたい。

四 「論考」では、「東北三省は、旧満州国時代から中国における重化学工業基地として中国経済を支えてきました」との認識が示されているが、ここでの旧満州国の定義如何。

五 「論考」では、「当地は日本と歴史的にかかわりがある土地柄のせいか、中国人女性と結婚す

る日本人男性が多く、結婚をめぐるトラブルが少なくありません」との認識が表明されているが、当地とは在瀋陽日本国総領事館の管轄地域を意味するものか。

六 「日本と歴史的にかかわりがある土地柄」故に「中国人女性と結婚する日本人男性が多い」と「阿部総領事」が判断する具体的根拠を明らかにされたい。

七 「当地との歴史的経緯を踏まえ、日本人であるということが必要以上に誇示しないこと」のアドバイスがなされているが、「当地との歴史的経緯」とは具体的に何を意味するのか。

八 七における「日本人であるということ」を必要以上に誇示しないこととは具体的に何を意味するか。

九 「論考」は中国で在勤する外務省職員の認識として日本の国益に適うものと外務省は考えるか。

右質問する。

内閣衆質一六六第五六号

平成十九年二月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在瀋陽日本国総領事の満州国認識等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出在瀋陽日本国総領事の満州国認識等に関する質問に対する答弁書

一及び三について

御指摘の「論考」は、御指摘の総領事が原稿を

執筆し、外務省領事局政策課を主管として所要の手續を経た後、外務省ホームページに掲載されたものである。決裁をした領事局政策課長の氏名は、山本条太である。

二及び四から八までについて

御指摘の「論考」を含め、「総領事館ほつとライン」は、各総領事の個人的な立場でそれぞれの任地の状況を紹介することと趣旨とするものであり、その記述の一端について、外務省として論評することは差し控えたい。

九について

御指摘の「論考」を含め、「総領事館ほつとライン」は、各総領事が任地の状況について様々な角度から国民一般に発信し、その理解を深めるという意味で有意義であると考えます。

平成十九年二月九日提出

質問 第五七号

ロシア連邦に赴任しようとする外務省職員に対するロシア当局による査証拒否に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

ロシア連邦に赴任しようとする外務省職員に対するロシア当局による査証拒否に関する質問主意書

一 過去にロシア連邦(旧ソ連邦を含む)に赴任しようとした外務省在外職員に対する査証の発給がロシア当局によって拒否された事例があるか。

二 一の事例があるならば、直近の十例につき、年月、査証拒否の理由を明らかにされたい。

三 ロシア当局による外務省在外職員に対する査証拒否は合理的根拠のあるものと外務省は認識しているか。

証拒否は合理的根拠のあるものと外務省は認識しているか。

右質問する。

内閣衆質一六六第五七号

平成十九年二月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出ロシア連邦に赴任しようとする外務省職員に対するロシア当局による査証拒否に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出ロシア連邦に赴任しようとする外務省職員に対するロシア当局による査証拒否に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

外務省として、外交上の個別のやりとりの詳細について明らかにすることは、ロシア連邦との関係もあり、差し控えたい。

平成十九年二月九日提出

質問 第五八号

旧ソ連国家保安委員会(KGB)とモスクワに在勤する外務省在外職員の関係に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

旧ソ連国家保安委員会(KGB)とモスクワに在勤する外務省在外職員の関係に関する質問主意書

質問主意書

一九八八年秋に、モスクワの日本国大使館に

在勤していた参事官クラスの外務省在外職員がソ連国籍を有する情報提供者と接触しているときに旧ソ連国家保安委員会(KGB)第二総局の職員によって摘発されたという事件があったか。

二 一の外務省在外職員が、ソ連当局より国外退去を勧告されたという事実があるか。

三 その後、一の外務省在外職員が在ロシア連邦日本国大使館に勤務したという事実があるか。

四 三の事実があるとするならば、外務省はロシア当局とどのような取り引きを行ったのか。また、その取り引きは我が国の国益に照らして適切であったと外務省は認識しているか。

右質問する。

内閣衆質一六六第五八号

平成十九年二月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出旧ソ連国家保安委員会(KGB)とモスクワに在勤する外務省在外職員の関係に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出旧ソ連国家保安委員会(KGB)とモスクワに在勤する外務省在外職員の関係に関する質問に対する答弁書

并書

一から四までについて
外務省として、お尋ねの事実はないと承知している。

平成十九年二月九日提出
質問 第五 九号

新しい日露関係専門家対話(二〇〇七)に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

新しい日露関係専門家対話(二〇〇七)に関する再質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一六六第一六号)を踏まえ、再質問する。

一 「前回答弁書」において、外務省は二〇〇六年十二月に「新しい日露関係専門家対話(二〇〇七)」(以下、「会議」という。)に関する情報を入手したことが明らかになったが、誰が誰に対して情報を提供したか。その際、「会議」を主催する安全保障問題研究会側から外務省に対して要請がなされたと思料するが、その具体的内容を明らかにしたい。

二 「会議」に出席した外務省職員の官職氏名を明らかにしたい。「会議」に出席した外務省職員は記録を作成したか。

三 「会議」に関連するレセプションはいつ行われたか。レセプションに出席した外務省職員の官職氏名を明らかにするとともに、五千円を超える供応接待を受けた事実があるかについて明らかにしたい。

四 外務省は北方領土交渉との関係において「会議」に肯定的意義を付与しているか。付与しているとするならば、その具体的根拠を明らかにしたい。

右質問する。

内閣衆質一六六第五九号
平成十九年二月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出新しい日露関係専門家対話(二〇〇七)に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出新しい日露関係専門家対話(二〇〇七)に関する再質問に対する答弁書

一について

安全保障問題研究会の担当者から外務省欧州局ロシア課の担当職員に対し、御指摘の「会議」の開催時期に関するロシア側主催団体との調整状況等について連絡があった。

二について

本田悦朗外務省欧州局審議官が御指摘の「会議」の開会式に出席したほか、欧州局ロシア課の担当職員がオブザーバーとして御指摘の「会議」を傍聴し、その概要報告を作成した。

三について

外務省としては、御指摘の「会議」に関連したレセプションが平成十九年二月五日及び六日に行われたと承知しており、本田悦朗外務省欧州局審議官が同日に行われたレセプションに職務として出席した。同審議官は、同レセプションにおいて飲食したが、外務省としては、同レセプションにおける飲食については、国家公務員倫理法(平成十一年法律第百二十九号)第六条第一項の贈与等に該当すると認識している。

四について

外務省としては、御指摘の「会議」の開催を通

じ、日本国とロシア連邦の専門家等により率直な意見交換が行われること等によって、例えば、領土問題の解決を含む日本国とロシア連邦との間の平和条約締結問題について、日露両国民の相互理解の増進が図られてきていると考えている。

平成十九年二月九日提出
質問 第六 〇号

一八五四年の琉米修好条約に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

一八五四年の琉米修好条約に関する再質問「前回答弁書」(内閣衆質一六六第一四号)を踏まえ、再質問する。

一 「前回答弁書」における琉米修好条約の「和譯文」は外務省によつて翻訳されたものか。右翻訳は公式訳かそれとも仮訳か。

二 「前回答弁書」において、政府は「御指摘の認識は、日本国が御指摘の「条約」と称するものの当事者ではない」ということを述べたものである。」と答弁しているところ、琉米修好条約の当事者を明らかにしたい。

三 琉米修好条約の原文が外務省に保管されるようになった経緯について明らかにしたい。

四 琉米修好条約を締結した一八五四年当時において、琉球王国は国際法の主体であったと思料するが、政府の認識如何。

右質問する。

内閣衆質一六六第六〇号
平成十九年二月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出一八五四年の琉米修好条約に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出一八五四年の琉米修好条約に関する再質問に対する答弁書

一について

外務省において調査した範囲では、昭和九年に当時の外務省條約局が編集した「舊條約彙纂第三卷(朝鮮・琉球)」に、御指摘の「和譯文」が掲載された経緯が必ずしも明らかではないこともあり、お尋ねについて確定的なことを述べることは困難である。

二について

御指摘の「条約」と称するものについては、我が国は当事者でなく、また、当時の経緯も必ずしも明らかではなく、お尋ねについて政府として確定的なことを述べることは困難である。

三について

当時の経緯が必ずしも明らかではないこともあり、外務省として、お尋ねについて確定的なことを述べることは困難である。

四について

御指摘の「琉球王国」をめぐる当時の状況が必ずしも明らかではないこともあり、お尋ねについて確定的なことを述べることは困難である。

平成十九年二月九日提出
質問 第六一 号

一九三四年に外務省が編纂した「舊條約彙纂
第三卷(朝鮮・琉球)」に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

一九三四年に外務省が編纂した「舊條約彙纂
第三卷(朝鮮・琉球)」に関する質問主意書

一 一九三四年に外務省が編纂した「舊條約彙纂
第三卷(朝鮮・琉球)」と題する資料が存在する
と承知するが、右はどのような目的のために作
成されたものか。

二 日韓併合によって大韓帝国が締結した国際約
束は我が国に継承されたと政府は認識してい
るか。

三 琉球処分によって琉球王国が締結した国際約
束は我が国に継承されたと政府は認識してい
るか。
右質問する。

内閣衆質一六六第六一 号

平成十九年二月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出一九三四年に外務省
が編纂した「舊條約彙纂第三卷(朝鮮・琉球)」に
関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出一九三四年に外
務省が編纂した「舊條約彙纂第三卷(朝鮮・
琉球)」に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「舊條約彙纂第三卷(朝鮮・琉球)」が

作成された目的については、作成当時の経緯が
明らかではなく、政府として確定的なことを述
べることは困難である。

二について

千九百十年八月二十二日以前に大韓帝国が締
結した条約及び協定は、各条約及び協定に規定
する条件の成就等により、又は韓国併合二關ス
ル條約(明治四十三年条約第四号)の発効に伴い
失効したと解している。

三について

お尋ねの「琉球王国が締結した国際約束」が具
体的に何を指すものか明らかではなく、政府と
してお尋ねについて確定的なことを述べること
は困難である。

地方自治法第五十六條第四項の規定に基
づき、社会保険事務所の設置に關し承認を求め
るの件

国会に提出する。

平成十八年三月十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

地方自治法第五十六條第四項の規定に基
づき、社会保険事務所の設置に關し承認を
求めるの件

厚生労働省設置法第三十條の規定により、社会
保険事務所を設置する必要があるため、別紙のと
おりその設置について、地方自治法第五十六條
第四項の規定に基づき、国会の承認を求める。

別紙

名 称	位 置	管 轄 区 域
越谷社会保険事務所	越谷市	越谷市 草加市 八潮市 三郷市 吉川市
市川社会保険事務所	市川市	市川市 鎌ヶ谷市 浦安市
青梅社会保険事務所	青 梅 市	青梅市 福生市 羽村市 あきる野市 西多摩郡

理 由

厚生労働省の所掌事務の円滑かつ効率的な遂行
を図るため、社会保険事務所を設置する必要がある。
これが、この案件を提出する理由である。

地方自治法第五十六條第四項の規定に基
づき、社会保険事務所の設置に關し承認を
求めるの件(内閣提出、第百六十四回国会
承認第三号)に關する報告書

一 本件の目的及び要旨

本件は、厚生労働省の所掌事務の円滑かつ効
率的な遂行を図るため、越谷社会保険事務所、
市川社会保険事務所及び青梅社会保険事務所を
設置する必要があるため、地方自治法第五十六
條第四項の規定に基づき、国会の承認を求め
ようとするものである。

二 本件の議決理由

本件は、厚生労働省の所掌事務の円滑かつ効
率的な遂行を図るための措置として妥当なものと
認め、これを承認すべきものと議決した。

右報告する。

平成十九年二月二十一日

厚生労働委員長 櫻田 義孝
衆議院議長 河野 洋平殿

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目	独立行政法人国立印刷局
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
本体	本号一部
一〇円	一五円